

有 価 証 券 報 告 書

平 成 27 年 度

(第 92 期)

自 平 成 27 年 4 月 1 日

至 平 成 28 年 3 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	5
4	【関係会社の状況】	7
5	【従業員の状況】	10
第2	【事業の状況】	11
1	【業績等の概要】	11
2	【生産及び販売の状況】	12
3	【対処すべき課題】	15
4	【事業等のリスク】	17
5	【経営上の重要な契約等】	19
6	【研究開発活動】	21
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
第3	【設備の状況】	23
1	【設備投資等の概要】	23
2	【主要な設備の状況】	23
3	【設備の新設、除却等の計画】	27
第4	【提出会社の状況】	28
1	【株式等の状況】	28
2	【自己株式の取得等の状況】	44
3	【配当政策】	45
4	【株価の推移】	45
5	【役員の状況】	46
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	56
第5	【経理の状況】	66
1	【連結財務諸表等】	67
(1)	【連結財務諸表】	67
(2)	【その他】	106
2	【財務諸表等】	107
(1)	【財務諸表】	107
(2)	【主な資産及び負債の内容】	132
(3)	【その他】	132
第6	【提出会社の株式事務の概要】	133
第7	【提出会社の参考情報】	134
1	【提出会社の親会社等の情報】	134
2	【その他の参考情報】	134
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	135

〔監査報告書〕

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第92期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	東京電力ホールディングス株式会社 （旧会社名 東京電力株式会社）
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated （旧英訳名 Tokyo Electric Power Company, Incorporated） （注）平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会の決議により、平成28年4月1日から会社名及び英訳名を上記の通り変更している。
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 廣瀬 直己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 加藤 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 加藤 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月		平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高	百万円	5,349,445	5,976,239	6,631,422	6,802,464	6,069,928
経常利益又は経常損失 (△)	〃	△400,405	△326,955	101,418	208,015	325,938
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△)	〃	△781,641	△685,292	438,647	451,552	140,783
包括利益	〃	△767,168	△665,561	480,031	530,145	121,494
純資産額	〃	812,476	1,137,812	1,577,408	2,102,180	2,218,139
総資産額	〃	15,536,456	14,989,130	14,801,106	14,212,677	13,659,769
1株当たり純資産額	円	491.22	72.83	343.31	669.60	746.59
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	〃	△487.76	△427.64	273.74	281.80	87.86
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	〃	—	—	88.87	91.49	28.52
自己資本比率	%	5.1	7.5	10.5	14.6	16.1
自己資本利益率	〃	△66.7	△72.0	32.9	24.9	6.6
株価収益率	倍	—	—	1.52	1.61	7.05
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,891	260,895	638,122	872,930	1,077,508
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△335,101	△636,698	△293,216	△523,935	△620,900
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	△614,734	632,583	△301,732	△626,023	△394,300
現金及び現金同等物の 期末残高	〃	1,253,877	1,514,564	1,564,047	1,292,477	1,339,910
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	52,046 〔4,999〕	48,757 〔4,172〕	45,744 〔2,424〕	43,330 〔2,715〕	42,855 〔2,855〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第88期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。第89期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3. 第88期及び第89期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載していない。

4. 第89期については、第三者割当増資によりA種優先株式の発行済株式数が1,600,000,000株及びB種優先株式の発行済株式数が340,000,000株増加している。

5. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としている。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月		平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高	百万円	5, 107, 778	5, 769, 462	6, 449, 896	6, 633, 706	5, 896, 978
経常利益又は経常損失 (△)	〃	△408, 359	△377, 673	43, 233	167, 362	327, 503
当期純利益又は当期純損失 (△)	〃	△758, 423	△694, 380	398, 905	427, 013	143, 637
資本金	〃	900, 975	1, 400, 975	1, 400, 975	1, 400, 975	1, 400, 975
発行済株式総数						
普通株式	千株	1, 607, 017	1, 607, 017	1, 607, 017	1, 607, 017	1, 607, 017
A種優先株式	〃	—	1, 600, 000	1, 600, 000	1, 600, 000	1, 600, 000
B種優先株式	〃	—	340, 000	340, 000	340, 000	340, 000
純資産額	百万円	527, 479	831, 749	1, 230, 012	1, 657, 945	1, 800, 504
総資産額	〃	15, 149, 263	14, 619, 772	14, 369, 843	13, 727, 610	13, 189, 615
1株当たり純資産額	円	328. 84	△104. 89	143. 40	410. 21	499. 10
1株当たり配当額						
普通株式	〃	—	—	—	—	—
A種優先株式	〃	—	—	—	—	—
B種優先株式	〃	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)						
(普通株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(A種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(B種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	〃	△472. 81	△432. 89	248. 69	266. 23	89. 55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	〃	—	—	80. 79	86. 49	29. 09
自己資本比率	%	3. 5	5. 7	8. 6	12. 1	13. 7
自己資本利益率	〃	△84. 6	△102. 2	38. 7	29. 6	8. 3
株価収益率	倍	—	—	1. 67	1. 71	6. 91
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数	人	37, 459	36, 077	34, 689	32, 831	32, 440

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 売上高には、附帯事業営業収益を含む。

3. 第89期については、第三者割当増資によりA種優先株式の発行済株式数が1, 600, 000, 000株及びB種優先株式の発行済株式数が340, 000, 000株増加している。

4. 第88期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。第89期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

5. 第88期及び第89期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。第90期、第91期及び第92期の配当性向については、配当がないため記載していない。

2【沿革】

昭和26年 5月	関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立 電燈廣告株式会社は設立時において子会社（「東電広告株式会社（昭和37年 5月商号変更）」）
昭和26年 8月	東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場（平成24年 7月大阪証券取引所上場廃止）
昭和28年 3月	尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（「尾瀬林業株式会社（昭和47年 4月商号変更）」）
昭和28年 7月	東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化
昭和29年 4月	東興業株式会社設立（「東電工業株式会社（昭和36年 9月商号変更）」）
昭和30年 4月	東電不動産株式会社設立（現・連結子会社） *東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更（昭和48年 1月） *東電不動産管理株式会社から東電不動産株式会社に商号変更（平成17年 4月）
昭和30年11月	東電フライアッシュ工業株式会社設立（現・連結子会社「東京パワーテクノロジー株式会社」） *東電フライアッシュ工業株式会社から東電環境エンジニアリング株式会社に商号変更（昭和50年 6月） *東電環境エンジニアリング株式会社から東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更（平成25年 7月）
昭和32年 6月	東京礦油株式会社設立 *東京礦油株式会社から株式会社テプコユに商号変更（昭和62年12月） *株式会社テプコユから東電リース株式会社に商号変更（平成23年 7月）
昭和32年12月	スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テプスター（昭和62年12月商号変更）」）
昭和32年12月	南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東電フュエル株式会社（平成23年 7月商号変更）」）
昭和35年12月	株式会社東電建設設計事務所設立（現・連結子会社「東電設計株式会社（昭和41年 7月商号変更）」）
昭和36年10月	名古屋証券取引所市場第一部に上場（平成24年 6月同証券取引所上場廃止）
昭和38年 8月	姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東京発電株式会社（昭和61年 6月商号変更）」）
昭和52年 7月	東京計算サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社テプコシステムズ（平成13年10月商号変更）」）
昭和52年 7月	東京電材輸送株式会社設立（現・連結子会社「東電物流株式会社（平成11年 7月商号変更）」）
昭和54年 9月	東京電設サービス株式会社設立（現・連結子会社）
昭和55年 2月	東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社（平成 8年10月商号変更）」）
昭和55年 4月	東京リビングサービス株式会社設立
昭和57年 9月	東電営配サービス株式会社設立（「株式会社東電ホームサービス（昭和62年10月商号変更）」）
昭和59年 4月	株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社（平成12年 1月商号変更）」）
昭和62年 9月	東京都市サービス株式会社設立（現・持分法適用関連会社）
平成元年11月	株式会社テプコケーブルテレビ設立
平成 9年 4月	テプコ・リソーシズ社設立（現・連結子会社）
平成11年 7月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立（現・連結子会社）
平成12年 3月	マイエナジー株式会社設立
平成12年 6月	株式会社アット東京設立（現・持分法適用関連会社）
平成12年10月	株式会社ファミリーネット・ジャパン設立（現・連結子会社）
平成12年12月	日本ファシリティ・ソリューション株式会社設立（現・連結子会社）
平成12年12月	パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社設立
平成14年 2月	パシフィック・ユーラス・ SHIPPING社設立
平成14年 2月	ティーエムエナジー・オーストラリア社設立
平成14年12月	東京臨海リサイクルパワー株式会社設立（現・連結子会社）
平成15年 3月	テプコ・オーストラリア社設立（現・連結子会社）
平成15年 3月	テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立（現・連結子会社）
平成15年 6月	東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社） これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社を子会社化（現・連結子会社）
平成16年 3月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化（現・持分法適用関連会社）
平成16年 9月	株式会社パワードコム株式会社の株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン（現・連結子会社）を子会社化 *株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を株式会社パワードコムより取得（平成17年12月）

平成17年 5月	株式会社リビタ設立
平成17年 5月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社設立（現・連結子会社）
平成17年11月	リサイクル燃料貯蔵株式会社設立（現・連結子会社）
平成17年11月	シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社設立
平成18年 1月	株式会社パワードコム解散（KDDI株式会社と合併）
平成18年 1月	TEPCOトレーディング株式会社設立
平成18年 1月	東電パートナーズ株式会社設立（現・連結子会社）
平成19年 1月	吸収分割により、FTTH事業及び心線貸し事業をKDDI株式会社に継承
平成19年 8月	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を全数譲渡
平成19年 8月	株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化（現・連結子会社）
平成19年 8月	株式会社ドリム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡
平成19年11月	マイエナジー株式会社解散（平成20年 3月清算終了）
平成20年10月	東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立（現・連結子会社）
平成21年 4月	東新ビルディング株式会社消滅（平成21年 4月 1日「東電不動産株式会社」に吸収合併）
平成23年 7月	南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テプコユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に商号変更
平成23年 7月	株式会社テプコユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更
平成23年 7月	株式会社テプスター消滅（平成23年 7月 1日「東電リース株式会社」に吸収合併）
平成23年 7月	東電ピーアール株式会社解散（平成23年11月清算終了）
平成24年 1月	株式会社リビタの株式を一部譲渡し非関係会社化
平成24年 1月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
平成24年 5月	東京都市サービス株式会社の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
平成24年 6月	名古屋証券取引所市場第一部上場廃止
平成24年 7月	大阪証券取引所市場第一部上場廃止
平成24年 7月	東京リビングサービス株式会社の株式を全数譲渡
平成24年10月	株式会社アット東京の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
平成25年 1月	福島復興本社設置
平成25年 3月	株式会社テプコケブルテレビ解散（平成25年 6月清算終了）
平成25年 7月	東電環境エンジニアリング株式会社が存続会社となり、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社を吸収合併し、東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更
平成25年 7月	東電工業株式会社消滅（平成25年 7月 1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
平成25年 7月	尾瀬林業株式会社消滅（平成25年 7月 1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
平成25年 7月	株式会社ティ・オー・エスが承継会社となり、株式会社東電ホームサービスの営業関連事業を吸収分割により継承し、テプコカスタマーサービス株式会社に商号変更
平成25年 7月	東電タウンプランニング株式会社が存続会社となり、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社を吸収合併
平成25年 7月	株式会社東電ホームサービス消滅（平成25年 7月 1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
平成25年 7月	東電広告株式会社消滅（平成25年 7月 1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
平成25年12月	ティーエムエナジー・オーストラリア社清算終了
平成26年10月	東京計器工業株式会社解散（平成27年 2月清算終了）
平成27年 4月	東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社）
平成27年 6月	吸収分割により、燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社に継承
平成27年10月	株式会社JERAが承継会社となり、東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社の燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を吸収分割により継承
	これに伴い、TEPCOトレーディング株式会社、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社、パシフィック・ユーラス・ SHIPPING社、シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社は非関係会社化
平成27年11月	東電リース株式会社の株式を全数譲渡

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社41社及び関連会社38社（平成28年3月31日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、3カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指している。また、平成28年4月1日からのホールディングカンパニー制への移行に対応するため、カンパニーを主体とする経営管理体制の下、電力小売市場の全面自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ適切に対応していくための事業・業務管理を行っている。

この体制の下、報告セグメントは、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つとしている。なお、電力システム改革に向けた体制整備のための組織改編に伴い、これまで「パワーグリッド」に区分してきた水力・新エネルギー発電事業を「コーポレート」に移行し、あわせて関係会社のセグメントも変更するなど、当連結会計年度より、報告セグメントの整理方法を変更している。

各報告セグメントの主な事業内容及び関係会社の位置付けは、以下のとおりである。なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一である。

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

(主な関係会社)

東京電力燃料・火力発電事業分割準備(株)(※)、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・オーストラリア社、東電フュエル(株)、東京臨海リサイクルパワー(株)、東京ティモール・シー・リソーシズ(米)社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ(豪)社、君津共同火力(株)、鹿島共同火力(株)、相馬共同火力発電(株)、常磐共同火力(株)、ティームエナジー社、テプディア・ジェネレーティング社、(株)J E R A、アイティーエム・インベストメント社

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

(主な関係会社)

東京電設サービス(株)、東電タウンプランニング(株)、東電用地(株)、東電物流(株)、(株)関電工、(株)東光高岳、(株)アット東京

[カスタマーサービス]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

(主な関係会社)

テプコカスタマーサービス(株)、(株)ファミリーネット・ジャパン、日本ファシリティ・ソリューション(株)、東京都市サービス(株)

[コーポレート]

経営サポート、各カンパニーへの共通サービスの効率的な提供、水力発電による電力の販売、原子力発電等

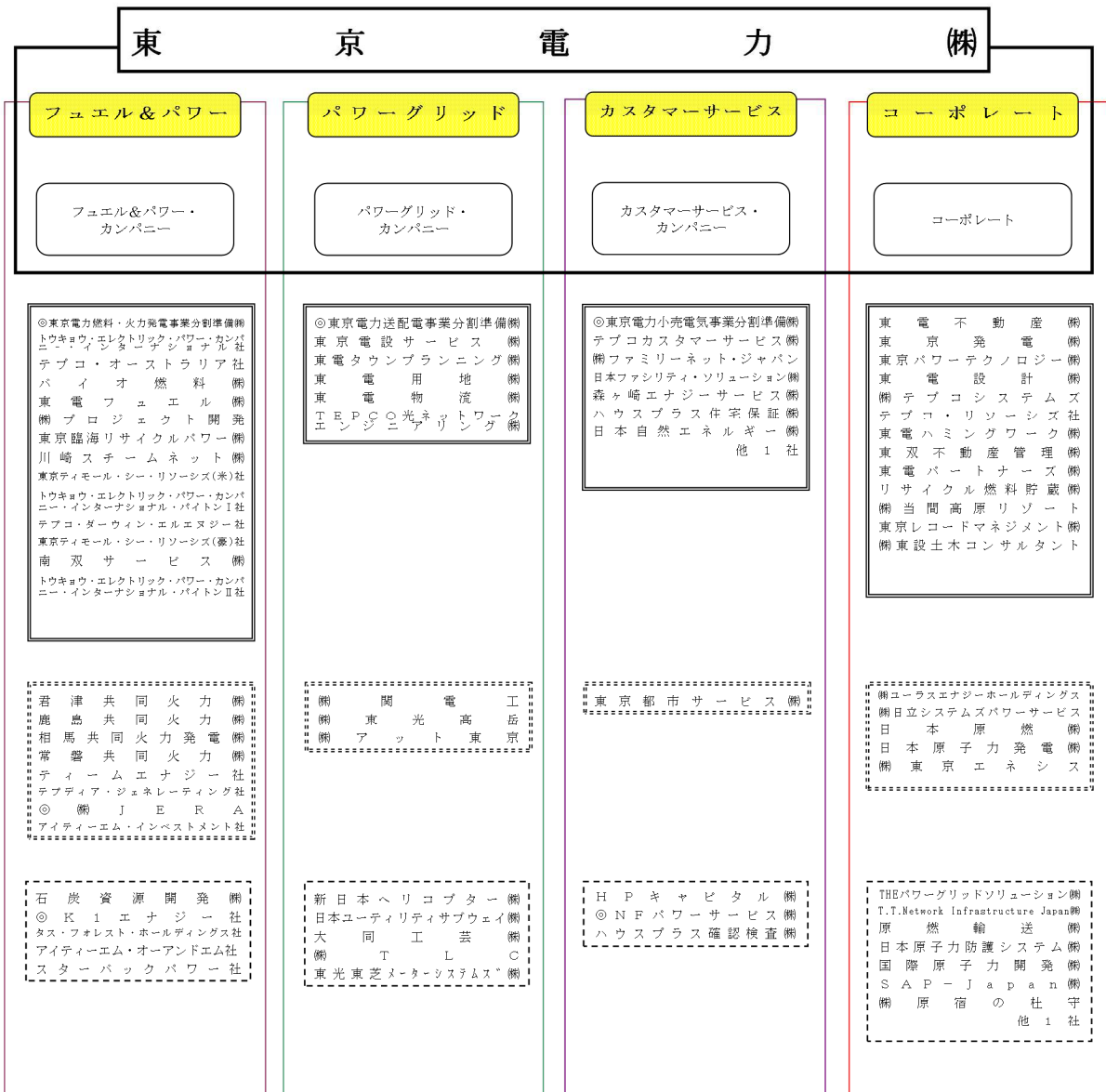
(主な関係会社)

東電不動産(株)、東京発電(株)、東京パワーテクノロジー(株)、東電設計(株)、(株)テプコシステムズ、テプコ・リソーシズ社、東電パートナーズ(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)、(株)当間高原リゾート、(株)ユーラスエナジーホールディングス、(株)日立システムズパワーサービス、日本原燃(株)、日本原子力発電(株)、(株)東京エネシス

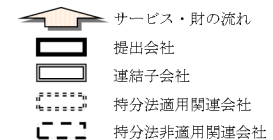
(※) ホールディングカンパニー制への移行に伴い、平成28年4月1日付で「東京電力フュエル&パワー株式会社」に商号変更している。また、同日、東京電力送配電事業分割準備株式会社および東京電力小売電気事業分割準備株式会社は、それぞれ、「東京電力パワーグリッド株式会社」および「東京電力エナジーパートナー株式会社」へ商号変更している。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。

お 客 さ ま



- (注) 1. ◎印を付した会社は、当連結会計年度において、新たに当社グループに加えた会社である。
 2. 複数のセグメントに係る事業を営んでいる会社は、主たる事業のセグメントに会社名を記載している。
 3. 当連結会計年度において除外した関係会社
 ・連結子会社：TEPCOトレーディング㈱、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING 社、パシフィ
 ック・エルエヌジー輸送㈱、パシフィック・ユーラス・SHIPPING 社、トランスオーシ
 ャン・エルエヌジー輸送㈱、エルエヌジー・マリン・トランスポート㈱、シグナス・エ
 ルエヌジー・SHIPPING 社、東電リース㈱、日立熱エネルギー㈱
 ・持分法非適用関連会社：パシフィック・ホープ・SHIPPING 社、セルト㈱



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成28年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東京電力燃料・火力発電事業分割準備㈱	東京都千代田区	245	燃料・火力発電事業への投資	100.0%	兼任1人	—
東電不動産㈱	東京都台東区	3,020	事業所・社宅の賃貸・管理	100.0%	兼任1人 転籍等5人	事業所・社宅用建物の賃借
東京発電㈱	東京都台東区	2,500	発電及び電気の販売	100.0%	転籍等8人	発生電力の購入
東京パワーテクノロジー㈱	東京都江東区	100	発電設備等の工事・運転・保守、環境・エネルギー事業、尾瀬地域事業	100.0%	兼任1人 転籍等8人	発電（火力・原子力）関連設備の工事・運転・保守、環境保全・調査、山林・土地管理の委託
東電設計㈱	東京都江東区	40	土木・建築及び電気設備の設計・監理	100.0%	兼任1人 転籍等7人	発電・送電・変電設備等の設計及び監理の委託
㈱テプコシステムズ	東京都江東区	350	システムの開発・保守	100.0%	兼任1人 転籍等10人	システムの開発・保守業務の委託
東京電設サービス㈱	東京都台東区	50	送・変電設備の巡視・点検及び保守	100.0%	転籍等8人	送電・変電設備等の保守の委託
テプコ・リソーシズ社	カナダ ブリティッシュコロンビア州	24,696万 カナダドル	ウランの採掘及び製錬・販売	100.0%	転籍等1人	—
トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社	オランダ アムステルダム	24,000万 ユーロ	海外事業への投資	100.0%	転籍等5人	—
東電タウンプランニング㈱	東京都目黒区	100	配電設備の建設・保全、電柱広告の販売・管理、地中化・地域開発におけるコンサルタント・工程調整	100.0%	兼任1人 転籍等10人	配電設備の建設・保全の委託
テプコ・オーストラリア社	オーストラリア 西オーストラリア州 パース	7,283万 豪ドル	海外プロジェクト会社への出資・融資	100.0%	転籍等5人	—
東電用地㈱	東京都荒川区	100	電柱敷地業務、送電線用地など東電保有土地の管理、送電線用地の取得	100.0%	兼任1人 転籍等5人	電柱敷地業務・土地管理の委託
東電フュエル㈱	東京都江東区	40	原重油等の販売、海上輸送、火力発電所の防災・警備、LNG輸入代行業務等	100.0%	兼任1人 転籍等7人	燃料油の購入、火力発電所等の防災業務の委託

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
テブコカスタマーサービス(株)	東京都江東区	10	新電力事業、屋内配線調査、営業関連業務（電気料金の計算・収入管理等）	100.0%	兼任2人 転籍等8人	屋内配線調査、営業関連業務（電気料金の計算・収入管理等）の委託
(株)ファミリーネット・ジャパン	東京都品川区	270	マンション向けインターネット接続サービス、一括受電サービス等	100.0%	兼任1人 転籍等3人	電気の使用状況の情報提供サービス運用業務の委託
東電パートナーズ(株)	東京都江東区	100	介護保険事業及びこれに関する研修事業	100.0%	転籍等5人	介護講習会等の委託
日本ファシリティ・ソリューション(株)	東京都品川区	490	効果保証付き省エネルギーサービス	100.0%	兼任2人 転籍等5人	—
東京臨海リサイクルパワー(株)	東京都江東区	100	東京都スーパーエコタウン事業におけるガス化溶融等発電	96.6% (1.1%)	転籍等5人	産業廃棄物処理の委託
東電物流(株)	東京都大田区	50	配電用諸資材の運搬、資材倉庫等の管理	80.0%	兼任1人 転籍等4人	配電用資材の管理・輸送の委託
リサイクル燃料貯蔵(株)	青森県むつ市	3,000	原子力発電所から発生する使用済燃料の貯蔵・管理及び、これに付帯関連する事業	80.0%	転籍等5人	—
(株)当間高原リゾート	新潟県十日町市	100	ホテル、ゴルフ場の経営	80.0% (0.0%)	兼任1人 転籍等7人	施設の利用
東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社	アメリカデラウェア州ウィルミントン	3,900万 米ドル	東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社の株式保有	66.7%	転籍等4人	—
トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社	オランダアムステルダム	3万 ユーロ	インドネシアにおけるIPP事業会社への投資	100.0% (100.0%)	転籍等1人	—
テブコ・ダーウィン・エルエヌジー社	オーストラリア西オーストラリア州パース	6,248万 豪ドル	バユ・ウンダン・ガス田開発プロジェクトのプラント・パイプライン事業への投資	100.0% (100.0%)	転籍等5人	—
東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社	オーストラリア西オーストラリア州パース	31,666万 豪ドル	ガス田開発プロジェクトへの参画	100.0% (100.0%)	転籍等4人	—
その他16社						

（注） 1. 連結子会社は、いずれも特定子会社に該当しない。

2. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数である。

(2) 持分法適用関連会社

平成28年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
君津共同火力(株)	千葉県 君津市	8,500	火力発電による電気の 卸供給	50.0%	兼 任 1 人 転籍等 4 人	発生電力の購入
鹿島共同火力(株)	茨城県 鹿嶋市	22,000	火力発電による電気の 卸供給	50.0%	兼 任 1 人 転籍等 3 人	発生電力の購入
相馬共同火力発電 (株)	福島県 相馬市	112,800	火力発電による電気の 卸供給	50.0%	転籍等 3 人	発生電力の購入
常磐共同火力(株)	東京都 千代田区	56,000	火力発電による電気の 卸供給	49.1%	兼 任 1 人 転 籍 3 人	発生電力の購入
(株)関電工*	東京都 港区	10,264	発・送・変・配電及び 通信設備の建設・ 保守、火力・原子力 発電所の電気・計装 工事、内線・空調関 係工事	47.8% (1.2%)	転 籍 6 人	配電・送電設備の電気 工事の委託
(株)ユーラスエナジ ーホールディング ス	東京都 港区	18,199	国内外風力・太陽光 発電事業	40.0%	転籍等 4 人	発生電力の購入
(株)東光高岳*	東京都 江東区	8,000	送・変・配電設備の 製造及び据付工事、 取引用計器の取替工 事、建物・構築物の 電気工事	35.3%	兼 任 2 人 転籍等 2 人	送・変・配電設備等の 購入、取引用計器取替 工事の委託
東京都市サービス (株)	東京都 中央区	400	熱供給設備の運転、 保守及び管理	33.4%	兼 任 1 人 転籍等 2 人	冷暖房・空調設備の保 守及び管理の委託
(株)日立システムズ パワーサービス	東京都 江東区	100	システムの開発・保 守及びシステム運用 等	33.4%	転籍等 3 人	システムの開発・保守 及びシステム運用業務 等の委託
(株)アット東京	東京都 江東区	13,378	データセンター事業	33.3%	兼 任 2 人 転籍等 2 人	建物の賃貸
日本原燃(株)	青森県 上北郡 六ヶ所村	400,000	使用済核燃料の再処 理	28.6%	兼 任 1 人 転 籍 3 人	ウランの濃縮、使用済 燃料の再処理、高レベ ル放射性廃棄物の一時 保管及び低レベル放射 性廃棄物の埋設の委託
日本原子力発電(株) *	東京都 千代田区	120,000	原子力発電による電 気の卸供給	28.3% (0.1%)	兼 任 1 人 転 籍 1 人	発生電力の購入
(株)東京エネシス*	東京都 中央区	2,881	発電・変電設備等の 工事・保守、情報通 信設備の設計・工事	27.3% (0.0%)	兼 任 1 人 転 籍 5 人	発電(火力・水力・原 子力)・変電設備工事 の委託
ティームエナジー 社	フィリ ピン マニラ	1,216万 米ドル	フィリピンにおける I P P 事業	50.0% (50.0%)	転籍等 3 人	—
テプディア・ジェ ネレーティング社	オランダ アムステ ルダム	1万8千 ユーロ	タイ・I P P 持株会 社への投資	50.0% (50.0%)	転籍等 1 人	—
(株)J E R A	東京都 中央区	5,000	燃料輸送事業、燃料 トレーディング事業	50.0% (50.0%)	兼 任 1 人 転籍等 2 人	—
アイティーエム・ インベストメント 社	イギリス ガンジー 島	1万6千 米ドル	ウム・アル・ナール 発電・造水プロジェ クトへの投資	50.0% (50.0%)	転籍等 3 人	—

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

2. *: 有価証券報告書を提出している。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
フュエル&パワー	3,008 [26]
パワーグリッド	23,146 [927]
カスタマーサービス	3,747 [630]
コーポレート	12,954 [1,272]
合計	42,855 [2,855]

(注) 「従業員数」は就業人員数（出向人員等を除く）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
32,440	43.3	23.0	7,330,408

セグメントの名称	従業員数（人）
フュエル&パワー	2,371
パワーグリッド	19,582
カスタマーサービス	2,386
コーポレート	8,101
合計	32,440

- (注) 1. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等1,110人は含まない。
 2. 「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金を含む。
 3. 59歳到達年度までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」または「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
 ただし、転籍を選択する特別管理職に限り、先行して57歳到達年度に転籍を行う。
 4. 労働組合の状況について特記するような事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としている。

(1) 業績

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比10.8%減の6兆699億円、経常利益は同56.7%増の3,259億円となった。

販売電力量は、特定規模需要の減少に加え、冬期の気温が高めに推移し、暖房需要が減少したことから、前連結会計年度比3.9%減の2,471億kWhとなった。

内訳としては、電灯は前連結会計年度比1.4%減の894億kWh、電力は同2.7%減の96億kWh、特定規模需要は同5.4%減の1,481億kWhとなった。

収入面では、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が低下したことなどから、電気料収入は前連結会計年度比12.8%減の5兆2,370億円となった。

これに地帯間販売電力料や他社販売電力料などを加えた売上高は、前連結会計年度比10.8%減の6兆699億円、経常収益は同10.4%減の6兆1,410億円となった。

一方、支出面では、原子力発電の全機停止や為替レートの円安化といった増加要因に対し、原油安等の影響で燃料費が大幅に減少したことに加え、引き続き全社を挙げてコスト削減に努めたことなどから、経常費用は前連結会計年度比12.5%減の5兆8,151億円となった。

特別利益は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金6,997億円や退職給付制度改定益610億円など7,730億円を計上した。

一方、特別損失は、原子力損害賠償費6,786億円のほか、全面自由化及びホールディングカンパニー制移行を踏まえた競争基盤構築に伴う減損損失2,333億円を加えた9,119億円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比68.8%減の1,407億円となった。

また、当連結会計年度における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較している。

〔フュエル&パワー〕

売上高は、前連結会計年度比29.1%減の2兆4,521億円となり、営業利益は前連結会計年度比10.7%減の3,339億円となった。

〔パワーグリッド〕

売上高は、前連結会計年度比11.7%増の1兆6,854億円となり、営業利益は前連結会計年度比52.8%増の1,461億円となった。

〔カスタマーサービス〕

売上高は、前連結会計年度比11.6%減の5兆9,501億円となり、営業利益は前連結会計年度比69.7%減の1,064億円となった。

〔コーポレート〕

売上高は、前連結会計年度比70.3%増の7,453億円となり、営業損失は2,147億円（前連結会計年度は5,045億円の営業損失）となった。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ474億円（3.7%）増加し、1兆3,399億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は、前連結会計年度比23.4%増の1兆775億円となった。これは、火力燃料購入に関する支出が減少したことなどによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比18.5%増の6,209億円となった。これは、固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の支出は、前連結会計年度比37.0%減の3,943億円となった。これは、短期借入れによる収入が増加したことなどによるものである。

2【生産及び販売の状況】

当社グループは、火力発電等を行う「フュエル&パワー」、送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」、電気の販売等を行う「カスタマーサービス」及び水力・原子力発電等を行う「コーポレート」の4つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

(1) 需給実績

種別		平成27年度	前年同期比 (%)
発 受 電 電 力 量	水力発電電力量 (百万kWh)	11,720	102.5
	火力発電電力量 (百万kWh)	198,179	93.6
	原子力発電電力量 (百万kWh)	—	—
	新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	66	133.4
	他社受電電力量 (百万kWh)	55,138 △4,578	102.0 83.5
	融通電力量 (百万kWh)	14,801 △7,866	102.8 101.0
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)	△1,869	140.3
	合計 (百万kWh)	265,591	95.8
総合損失電力量 (百万kWh)		18,516	92.4
販売電力量 (百万kWh)		247,075	96.1
出水率 (%)		102.3	—

- (注) 1. 連結会社の水力発電電力量には、東京発電㈱からの受電電力量852百万kWhが含まれている。
2. 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。
3. 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
4. 販売電力量の中には、自社事業用電力量 (平成26年度425百万kWh、平成27年度425百万kWh) を含んでいる。
5. 平成27年度出水率は、昭和59年度から平成25年度までの30か年平均に対する比である。
なお、平成26年度出水率は、昭和58年度から平成24年度までの30か年平均に対する比であり、101.9%である。

(2) 販売実績

① 契約高

種別		平成28年3月31日現在	前年同期比 (%)
契約口数	電灯	27,492,738	100.9
	電力	1,956,640	98.6
	計	29,449,378	100.8
契約電力 (千kW)	電灯	100,562	101.2
	電力	13,129	98.1
	計	113,692	100.8

(注) 電力には、特定規模需要は含まれていない。

② 販売電力量

種別			平成27年度 (百万 k W h)	前年同期比 (%)
特定規模需要 以外の 需要	電 灯	定額電灯	278	113. 7
		従量電灯 A ・ B	60, 212	98. 0
		従量電灯 C	11, 444	97. 0
		その他	17, 486	101. 7
		計	89, 421	98. 6
	電 力	低圧電力	8, 119	97. 6
		その他	1, 479	95. 7
		計	9, 598	97. 3
	電灯電力合計		99, 018	98. 5
特定規模需要			148, 057	94. 6
電灯電力 ・ 特定規模合計			247, 075	96. 1
他社販売			3, 810	76. 1
融通			7, 855	101. 0

③ 料金収入

種別	平成27年度 (百万円)	前年同期比 (%)
電灯	2,295,394	90.3
電力	2,941,705	84.9
電灯電力合計	5,237,099	87.2
他社販売	59,589	69.8
融通	122,640	85.1

- (注) 1. 電力には、特定規模需要を含む。
2. 上記料金収入には、消費税等は含まれていない。

④ 産業別（大口電力）需要実績

種別		平成27年度	
		販売電力量	
		(百万kWh)	前年同期比 (%)
鉱工業	鉱業	156	94.0
	製造業	食料品	5,814
		繊維工業	254
		パルプ・紙・紙加工品	2,079
		化学工業	8,811
		石油製品・石炭製品	507
		ゴム製品	537
		窯業土石	2,039
		鉄鋼業	7,232
		非鉄金属	3,499
		機械器具	14,339
		その他	8,680
		計	53,791
	計	53,947	94.6
その他	鉄道業	5,703	99.3
	その他	11,733	98.4
	計	17,436	98.7
合計		71,383	95.5

(3) 資材の状況

重油及び原油等の受払状況

種別		平成27年度				
		期首残高	受入量	前年同期比 (%)	払出量	前年同期比 (%)
石炭	(t)	539,501	8,498,879	113.9	8,336,364	110.6
重油	(kl)	429,696	1,511,660	61.6	1,602,336	63.6
原油	(kl)	678,623	636,314	91.8	879,642	152.2
LNG	(t)	707,614	21,528,848	91.6	21,549,708	91.8
LPG	(t)	55,298	198,714	67.4	156,367	47.2

3【対処すべき課題】

当社グループは、「責任と競争」の両立を目的としたホールディングカンパニー制のもと、賠償、福島復興、廃炉の責務を全うすべく、燃料・火力発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各基幹事業会社の自律的経営による競争力の発揮や持株会社である当社の適切なガバナンスに基づくグループの経営資源の最適配分により、厳しい競争を勝ち抜きグループ全体の企業価値を高めるとともに、早期に株主のみなさまのご期待に沿うことができるよう懸命に努めていく。

(1) 福島復興に向けた取り組み

被害者の方々が一刻も早く生活・事業を再建できるよう、引き続き、福島復興の加速に向けて賠償をすすめるとともに、いまだ請求されていない方々への呼びかけを実施し、被害者の方々に徹底して寄り添い、最後のお一人まで賠償を貫徹する。

また、賠償の徹底と同時に、一日も早い福島復興を実現するため、国や自治体、さらには官民合同ですすめる産業基盤の再建に向けた取り組みに全面的に協力していく。具体的には、放射線に関する不安を解消するための情報提供に対する技術的な協力や国や自治体の実施する除染の加速化へに向けた協力など、ご帰還に向けた安全・安心対策等に人的・技術的資源を集中投入する。

さらに、福島復興の中核になりうる産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、世界最新鋭の石炭火力発電所を建設・運転するプロジェクトの実現、再生可能エネルギー事業への貢献、中小経年水力発電所の継続的な設備の改修、また国の復興策（福島・国際研究産業都市構想）の実現に向けた検討にも引き続き参画するなど、グループ一丸となって福島復興の加速化に取り組んでいく。

(2) 福島第一原子力発電所の廃炉と原子力安全

汚染水対策に一定の目処がついたことから、今後は燃料の取り出しや燃料デブリの調査など、廃炉に関する本格的な取り組みをすすめていく。使用済燃料プールからの燃料取り出しに関しては、引き続きガレキ撤去、除染、燃料取り出し設備の設置等の作業をすすめる。燃料デブリ取り出しに関しては、引き続き格納容器の内部調査を実施するとともに、取り出し方針の決定に向けた検討をすすめる。

また、作業を安全かつ着実にすすめていくために、設備の恒久化対策による信頼度向上や専門的知見・スキルを有する人財の育成、日本原子力発電株式会社との協力関係の拡大をはじめとした廃炉推進体制の充実、労働環境のさらなる改善など、長期にわたる廃炉を支えるための基盤を強化していく。

原子力安全の徹底に向けた取り組みについては、経営トップから現場まで一体となって「原子力安全改革プラン」に示された改革をおしすすめる、過酷事故対策など多重かつ多様な安全対策の強化・充実をはかっていく。

柏崎刈羽原子力発電所においては、新規規制基準適合性審査への対応はもとより、さらなる安全性向上対策に取り組む。こうした安全対策の状況等については、引き続き、新潟本社が中心となって広報活動及び地域のみなさまへの説明や原子力防災の充実に向けた取り組みなどを実施していく。

なお、福島第一原子力発電所の事故に係る通報・報告の問題については、緊急時の通報・広報の実効性を高めるための訓練や教育内容の充実、情報共有のあり方や情報を見つけ出す仕組みなどを一層強化していく。

(3) ホールディングカンパニー制のもとでの事業運営

持株会社である当社は、賠償、廃炉、除染、復興推進等に責任を持って取り組むとともに、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分を行うことで、効率的な事業運営と競争力強化に努めていく。

また、生産性倍増による利益拡大と財務体質の改善のため、生産性倍増委員会において取りまとめた「合理化レポート」に基づき目標を設定し、その達成に向けた持続的なコスト削減と生産性向上を実行するため、さまざまな取り組みを強化していく。

各基幹事業会社は、相互に連携しつつ、以下の事業戦略に基づき各事業領域における最適な事業展開に取り組み、福島への責任を持続的に果たすための経営基盤を確立するとともに、企業価値の向上をめざしていく。

当社グループとしては、一刻も早く株主のみなさまのご期待に応えられるよう、総力をあげて取り組んでいく所存である。

a. 東京電力フュエル&パワー株式会社（燃料・火力発電事業）

他社による発電所の建設、再生可能エネルギーの増加、温室効果ガス削減に向けた規制の検討、さらには近年の油価の急激な下落など、今後の火力発電事業を取り巻く市場環境は不透明さを増している。こうしたなか、国際競争力のあるエネルギーを安定的に供給すると同時に、グループの企業価値を向上させることをめざし、さまざまな取り組みを展開していく。

中部電力株式会社との包括的アライアンスについては、本年7月に予定されている燃料事業及び海外発電・エネルギーインフラ事業等の統合を着実に実現するとともに、さらなるバリューチェーン全体のフロー最適化、競争力ある資産形成をめざして、両社の既存火力発電事業の統合に関する具体的な検討をすすめていく。

また、世界トップの火力発電所の運営とグローバルでの新ビジネス展開をめざすバリューアップ・プロジェクトにより、生産性を倍増していく。さらに、改革を通じて得られたリソースを国内における発電所のリブレースや海外事業などの成長領域に適用するとともに、設備の高効率化等を通じて温室効果ガスの削減にも取り組み、発電原価の低減・収益力の拡大と環境規制の遵守とを両立していく。

b. 東京電力パワーグリッド株式会社（送配電事業）

人口の減少や省エネルギーの進展に伴い、中長期的には国内の電力需要が伸び悩み、託送料金収入の減少が見込まれる一方、再生可能エネルギーの普及加速などによる電源構造等の変化に応じた送配電ネットワークの構築が求められている。

こうしたなか、電力の安定供給や公衆安全の確保のため、経年劣化がすすむ設備のリスクを定量評価し、修繕・取替工事の費用対効果を最大化することで、長期的な設備信頼度の向上をはかっていく。また、国内トップの託送原価の実現に向け、事業所を含めた幅広い業務に生産性倍増に向けた改善活動を導入するほか、保全技術の高度化・合理化をすすめ、バリューチェーン最適化等によりさらなるコスト削減を推進し、送配電事業基盤の強化に取り組む。

あわせて、平成32年度までにすべてのお客さまへスマートメーターの設置完了をめざすとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統線容量の増強などクリーンエネルギー普及のための土台の構築や、東京中部間連系設備の増強等による広域連系の強化など、送配電ネットワークの高度化による利便性のさらなる向上をすすめる。

加えて、送配電事業で培った技術力やノウハウ等を活用した新規サービスの開発や、ガスとの共同検針をすすめるなど、事業領域の拡大にも取り組んでいく。

c. 東京電力エナジーパートナー株式会社（小売電気事業）

小売全面自由化を受け、業種を問わずさまざまな企業が小売市場に参入しており、関東エリアでは特に激しい競争が想定されるなか、収益を拡大していくことが不可欠となっている。

こうしたなか、「顧客価値」を高めることに全力を注ぎ、電力販売を超えて、お客さまにとって最も効率的なエネルギー利用を提案していく。具体的には、他社とのアライアンスも活用しながら、全国のお客さまにワンストップで多彩なエネルギー商品やサービスを提供していく。

また、都市ガスの小売全面自由化を見据え、ガス販売の拡大に挑戦し、直販に加え電気とのセットプランの開発をすすめていく。

一方、電気・ガスに加えてエネルギー関連設備の導入・運転・保守等も含めたトータルエネルギーソリューションの提供など新サービスの拡大にも取り組んでいく。さらに、ビッグデータやIoT技術、省エネルギー技術を活用しながら、安全・安心をキーワードに、スピード感をもってエネルギーの利用価値を高めるサービスを検討していく。

これらの取り組みを支える人財の育成をすすめるなど営業力の強化をはかりながら、電気専門の企業から総合エネルギーサービス企業へと進化し、競争を勝ち抜いていく。

（注） 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけするとともに、当社グループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）とともに策定し、平成26年1月に国の認定を受けた新・総合特別事業計画のもと、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、賠償の円滑化や廃炉の促進を最優先課題として、様々な経営改革に全力で取り組んでいる。

また、「責任と競争」の両立を目的としたホールディングカンパニー制のもと、賠償、福島復興、廃炉の責務を全うすべく、東京電力フュエル&パワー株式会社（燃料・火力発電事業）、東京電力パワーグリッド株式会社（送配電事業）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（小売電気事業）の各基幹事業会社の自律的経営による競争力の発揮や持株会社である当社の適切なガバナンスに基づくグループの経営資源の最適配分により、厳しい競争を勝ち抜きグループ全体の企業価値の向上に取り組んでいる。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(1) 福島第一原子力発電所事故

福島第一原子力発電所では、安全確保を最優先に、「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）に沿って、国や関係機関の協力を得ながら廃止措置等に向けた取り組みを進めている。しかしながら、汚染水の処理・保管や地下水の流入抑制などの汚染水対策や、これまで経験のない技術的困難性を伴う燃料デブリの取り出しなど、廃止措置等には多くの課題があること等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

(2) 電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは電気の供給力が低下していることから、供給力の確保と需要面の対策を進めている。しかしながら、自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえ、国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直し等が行われ、その内容を踏まえた安全性向上策等を実施していくこととなる。これらにより、持株会社である当社及びその関係会社の原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、どのような事態が起きても過酷事故には至らないようにするという決意のもと、安全対策の強化や組織の改革に取り組んでいる。なお、柏崎刈羽原子力発電所については、現段階では再稼働の時期は見通せない状況にあり、この状況が続いた場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子力発電・原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(4) 事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心として天候に影響されることがある。加えて、平成28年4月から始まった小売の全面自由化による競争の激化、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(6) お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

(8) 火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、燃料国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

(9) 安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止、透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めているが、作業ミス、法令・社内ルール違反等による、事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社グループの経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融資時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(13) 機構による当社株式の引受け

当社は、平成24年7月31日に機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が進む結果として、持株会社である当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに持株会社である当社の株価に影響を及ぼす可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成27年5月1日の取締役会決議により、電力システム改革によるライセンス制の導入にあわせて平成28年4月1日に、当社が営む燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を、それぞれ会社分割の方法によって「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」、「東京電力送配電事業分割準備株式会社」及び「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」に承継させることとし、平成27年5月1日、各承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）。

これに基づき、平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会において関連議案が承認可決されるとともに、平成28年3月29日、一般送配電事業及び小売電気事業の分割について、電気事業法に基づく経済産業大臣の認可を取得し、平成28年4月1日、本件吸収分割の効力が発生した。

なお、本件吸収分割に伴い、本件吸収分割の効力発生日付で当社の商号を「東京電力ホールディングス株式会社」に、「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」の商号を「東京電力フュエル&パワー株式会社」に、「東京電力送配電事業分割準備株式会社」の商号を「東京電力パワーグリッド株式会社」に、「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」の商号を「東京電力エナジーパートナー株式会社」に、それぞれ変更している。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

わが国の電力市場は、節電や省エネルギーの進展等により電力需要が減少するなか、平成28年4月には小売市場の全面自由化、平成32年には送配電部門の法的分離が予定されるなど、大きな変革期を迎えつつある。

このような環境において、当社が引き続き福島原子力事故の責任を果たすとともに、低廉で安定的な電力供給を維持していくためには、各事業部門がそれぞれの特性に応じた最適な事業戦略を適用し、東京電力グループ全体の企業価値向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、燃料・火力発電事業部門は、中部電力株式会社との包括的アライアンスをはじめ、燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において事業構造の抜本的見直しに踏み込み、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革をめざしていく。

送配電事業部門は、今後とも電力供給の信頼度を確保したうえで、国内トップの託送原価を実現するとともに、事業運営の中立・公平性を向上しつつ、送配電ネットワーク利便性向上、運用の最効率化、他電力との協調等を推進していく。

小売電気事業部門は、お客さまの立場に立った効率的なエネルギー消費を軸とした商品・サービスや、電力・ガスのワンストップサービスを、他社とのアライアンスを活用しつつ、全国のお客さまへ提案・提供していく。

当社は、これらの戦略を実現し、自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適応できるよう、「責任と競争」の両立を基本に、電力システム改革の第2段階としてライセンス制が導入される平成28年4月に、他の電力会社に先駆けて3つの事業部門を分社化し、ホールディングカンパニー制に移行した。

ホールディングカンパニー制移行後は、持株会社が賠償、廃炉、除染、復興推進等に責任を持って取り組むとともに、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うことで、効率的な事業運営と競争力の強化に努めていく。

当社は、こうした事業運営体制の構築を通じ、持続的な再生に向けた収益基盤を確立し、東京電力グループ全体として福島原子力事故の責任を全うするとともに、福島復興に向けた原資の創出とグループ全体の企業価値の向上をめざしていく。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	平成27年5月1日
吸収分割契約承認取締役決定（各承継会社）	平成27年5月1日
吸収分割契約締結	平成27年5月1日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社）	平成27年6月25日
吸収分割契約承認臨時株主総会（各承継会社）	平成27年6月25日
吸収分割効力発生日	平成28年4月1日

（注） 東京電力フュエル&パワー株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社を承継会社とする会社分割については、会社法第784条第2項の規定に基づき、当社の株主総会の承認を経ずに行っている。

② 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社を承継会社とする吸収分割である。

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社は、それぞれ普通株式1,530万株、4,660万株、410万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付した。

④ 本件吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社は、いずれも当社の100%子会社であり、本件吸収分割により承継会社が発行する全株式を当社に割当て交付するため、当社と承継会社間で協議し、割当てる株式数を決定している。

⑤ 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

東京電力フュエル&パワー株式会社は、当社との間で締結した平成27年5月1日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む火力発電事業（離島におけるものを除く）、火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継した。

東京電力パワーグリッド株式会社は、当社との間で締結した平成27年5月1日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継した。

東京電力エナジーパートナー株式会社は、当社との間で締結した平成27年5月1日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む小売電気事業、ガス事業、蒸気供給事業（火力発電に係るものを除く）、エネルギー設備サービス事業及びインターネットサービス事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継した。

なお、本件吸収分割による各承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、各承継会社へ承継しない。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成28年4月1日現在）

① 東京電力フュエル&パワー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,441,116百万円	固定負債	74,020百万円
流動資産	207,738百万円	流動負債	181,493百万円
合計	1,648,854百万円	合計	255,513百万円

② 東京電力パワーグリッド株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	4,903,793百万円	固定負債	364,911百万円
流動資産	374,235百万円	流動負債	179,482百万円
合計	5,278,028百万円	合計	544,393百万円

③ 東京電力エナジーパートナー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	81,656百万円	固定負債	47,291百万円
流動資産	554,102百万円	流動負債	173,896百万円
合計	635,758百万円	合計	221,187百万円

(4) 本件吸収分割後の承継会社の状況（平成28年4月1日現在）

	承継会社
(1) 商号	東京電力フュエル&パワー株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐野 敏弘
(4) 事業内容	燃料・火力発電事業 等
(5) 資本金	30,000百万円

	承継会社
(1) 商号	東京電力パワーグリッド株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 武部 俊郎
(4) 事業内容	一般送配電事業 等
(5) 資本金	80,000百万円

	承継会社
(1) 商号	東京電力エナジーパートナー株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小早川 智明
(4) 事業内容	小売電気事業 等
(5) 資本金	10,000百万円

6 【研究開発活動】

当社グループの技術開発については、「東京電力㈱福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（現 東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ）ならびに「新・総合特別事業計画」のとりまとめを受けて、「中長期ロードマップに基づいた廃炉の推進に向けた技術開発」及び「原子力安全の確保と電気の安定供給の達成に資する技術開発」に重点化して取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、20,327百万円である。なお、セグメント毎の研究開発費の内訳は、パワーグリッドが15百万円、カスタマーサービスが0百万円、コーポレートが20,310百万円である。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としている。

(1) 経営成績の分析

〔概要〕

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比10.8%減の6兆699億円、営業利益は前連結会計年度比17.6%増の3,722億円、経常利益は前連結会計年度比56.7%増の3,259億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比68.8%減の1,407億円となった。

〔売上高〕

当連結会計年度における各セグメントの売上高（セグメント間取引消去前）は、フュエル&パワーが2兆4,521億円（前連結会計年度比29.1%減）、パワーグリッドが1兆6,854億円（前連結会計年度比11.7%増）、カスタマーサービスが5兆9,501億円（前連結会計年度比11.6%減）、コーポレートが7,453億円（前連結会計年度比70.3%増）となった。

販売電力量は、電灯は前連結会計年度比1.4%減の894億kWh、電力は同2.7%減の96億kWh、特定規模需要は同5.4%減の1,481億kWhとなった。

〔営業損益〕

売上高から営業費用を差し引いた当連結会計年度における各セグメントの営業損益（セグメント間取引消去前）は、フュエル&パワーが3,339億円の営業利益（前連結会計年度比10.7%減）、パワーグリッドが1,461億円の営業利益（前連結会計年度比52.8%増）、カスタマーサービスが1,064億円の営業利益（前連結会計年度比69.7%減）、コーポレートが2,147億円の営業損失（前連結会計年度は5,045億円の営業損失）となった。

〔経常利益〕

当連結会計年度の経常利益は、営業利益が3,722億円、営業外収益が前連結会計年度に比べ221億円増加し711億円となり、営業外費用が前連結会計年度に比べ400億円減少し1,174億円となったことから、3,259億円となった。

〔親会社株主に帰属する当期純利益〕

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、原賠・廃炉等支援機構資金交付金6,997億円や、退職給付制度改定益610億円、持分変動利益122億円を特別利益に計上する一方で、原子力損害賠償費6,786億円のほか、全面自由化およびホールディングカンパニー制移行を踏まえた競争基盤構築に伴う減損損失2,333億円を特別損失に計上したことなどから、1,866億円となった。ここから法人税、住民税及び事業税460億円、法人税等調整額17億円、非支配株主に帰属する当期純利益15億円を加減し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は1,407億円となった。なお、1株当たり当期純利益は87円86銭となった。

(2) 流動性及び資金の源泉

〔キャッシュ・フローの状況〕

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は前連結会計年度末に比べ474億円（3.7%）増加し、1兆3,399億円となった。

営業活動によるキャッシュ・フローについては、前連結会計年度比23.4%増の1兆775億円の収入となった。これは、火力燃料購入に関する支出が減少したことなどによるものである。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、前連結会計年度比18.5%増の6,209億円の支出となった。これは、固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものである。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、前連結会計年度比37.0%減の3,943億円の支出となった。これは、短期借入れによる収入が増加したことなどによるものである。

〔資産・負債・純資産の状況〕

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ5,529億円減少し、13兆6,597億円となった。これは、電気事業固定資産および未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ6,688億円減少し、11兆4,416億円となった。これは、有利子負債および原子力損害賠償引当金が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ1,159億円増加し、2兆2,181億円となった。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことなどによるものである。この結果、自己資本比率は16.1%と前連結会計年度末に比べ1.5ポイント上昇した。

〔財務政策〕

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加等により財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達力が低下したことを受け、総合特別事業計画（平成24年5月に主務大臣より認定。）に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」）から1兆円の出資を受けるとともに、取引金融機関に対し、追加与信及び借換え等による与信の維持等をお願いし、ご協力をいただいていた。

新・総合特別事業計画（平成26年1月に主務大臣より認定。）等においても、取引金融機関に対し、前回総特での協力要請の通り引き続き与信を維持することなどをお願いし、ご協力をいただいている。

上記の機構による資本増強と金融機関の支援・協力のもとで、社債市場への復帰を可能とする財務指標の改善や格付の確保に努めていく。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

連結ベース及び提出会社の設備投資等の概要については、以下のとおりである。

(1) 概要

設備投資については電気の安定供給維持に必要最低限な水準まで絞り込む一方、福島第一原子力発電所での汚染水対策等を行った結果、連結ベースの平成27年度の設備投資額は、665,735百万円となった。なお、セグメント毎の設備投資額の内訳（セグメント間取引消去前）は、フュエル&パワーが121,032百万円、パワーグリッドが214,049百万円、カスタマーサービスが976百万円、コーポレートが329,700百万円となった。

(2) 提出会社の平成27年度の設備投資額

セグメントの名称	項目	設備投資額（百万円）
フュエル&パワー	火力	118,579
	業務	15
	合計	118,594
パワーグリッド	水力・新エネルギー等	97
	火力	1,374
	送電	65,062
	変電	42,110
	配電	101,795
	業務	5,619
	附帯	1,266
	合計	217,326
カスタマーサービス	業務	196
	附帯	74
	合計	271
コーポレート	水力・新エネルギー等	11,408
	原子力	285,529
	業務	2,000
	原子燃料	19,831
	その他	800
	合計	319,571
総計		655,763

（注） 上記設備投資額には消費税等は含まれていない。

2【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

(1) セグメント毎の設備概況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
	土地	建物	機械装置 その他	相殺消去額等	計	
フュエル&パワー	(11,175) 189,327	69,251	856,032	△1,852	1,112,759	2,913
パワーグリッド	(22,336) 365,335	201,245	4,131,369	△54,017	4,643,933	23,044
カスタマーサービス	(－) －	2,602	6,454	0	9,057	3,747
コーポレート	(242,412) 60,966	192,577	1,083,379	△10,780	1,326,143	12,803
計	(275,923) 615,629	465,675	6,077,237	△66,649	7,091,893	42,507

（注） 1. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。

2. 「従業員数」には建設工事専従者348人を含まない。

(2) 提出会社の設備概況

平成28年3月31日現在

区分	セグメントの名称	設備概要	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）
			土地	建物	機械装置 その他	計	
水力発電設備	コーポレート、 パワーグリッド	発電所数 164か所 最大出力 9,858,650 k W	(222,021) 8,964	11,546	421,931	442,443	1,055
汽力発電設備	フュエル&パワー	発電所数 15か所 最大出力 44,051,300 k W	(11,132) 184,888	66,980	830,526	1,082,395	2,217
原子力発電設備	コーポレート	発電所数 2か所 最大出力 12,612,000 k W	(9,736) 22,802	95,803	608,327	726,934	6,348
内燃力発電設備	パワーグリッド	発電所数 11か所 最大出力 227,920 k W	(79) 1,139	2,017	4,148	7,305	54
新エネルギー等 発電設備	コーポレート、 パワーグリッド	発電所数 5か所 最大出力 51,670 k W	(336) 8,745	59	9,827	18,632	3
送電設備	パワーグリッド	架空電線路 亘長 14,788 k m 回線延長 28,382 k m 地中電線路 亘長 6,420 k m 回線延長 12,412 k m 支持物数 50,439基	(9,719) 149,681	12,171	1,604,546	1,766,400	2,724
変電設備	パワーグリッド	変電所数 1,574か所 出力 600,000 k W 269,570,100 k V A 調相設備容量 50,174,420 k V A	(10,539) 154,881	90,908	453,920	699,710	2,382
配電設備	パワーグリッド	架空電線路 亘長 338,728 k m 電線延長1,017,649 k m 地中電線路 亘長 19,439 k m 電線延長 34,149 k m 支持物数 5,901,150基 変圧器個数 2,476,542個 変圧器容量 103,570,918 k V A	(59) 3,039	3,558	2,047,678	2,054,276	6,017
業務設備	パワーグリッド、 コーポレート	本社1か所 総支社10か所 電力所3か所 等	(1,222) 35,743	68,153	15,861	119,758	11,330
附帯事業設備	パワーグリッド、 カスタマーサービス	—	(261) 12,061	21,008	3,628	36,698	26
計	—	—	(265,109) 581,948	372,207	6,000,398	6,954,554	32,156

- (注) 1. 福島第一原子力発電所は、電気事業法第9条に基づき廃止となっているため、原子力発電設備の発電所数に含まない。ただし、「帳簿価額」、「土地」の面積及び「従業員数」には含んでいる。
2. 変電設備出力の上段600,000 k Wは周波数変換設備の出力である。
3. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。
4. 上記のほか借地面積は186,332千㎡である。その主なものは、送電設備用借地176,895千㎡である。
5. 「帳簿価額」には貸付設備5,045百万円及び事業外固定資産1,630百万円を含まない。
6. 「従業員数」には建設工事専従者284人を含まない。
7. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

(3) 提出会社の主要な設備

主要発電設備

水力発電設備

平成28年3月31日現在

発電所名	所在地	水系	出力 (kW)		土地面積 (千㎡)
			最大	常時	
鬼怒川	栃木県日光市	利根川	127,000	12,200	608
今市	栃木県日光市	利根川	1,050,000	—	910
塩原	栃木県那須塩原市	那珂川	900,000	—	1,017
矢木沢	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	240,000	—	42
玉原	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	1,200,000	—	921
神流川	群馬県多野郡上野村	利根川・信濃川	940,000	—	1,752
葛野川	山梨県大月市	富士川・相模川	1,200,000	—	1,367
秋元	福島県耶麻郡猪苗代町	阿賀野川	107,500	7,200	1,202
安曇	長野県松本市	信濃川	623,000	—	3,253
水殿	長野県松本市	信濃川	245,000	—	890
新高瀬川	長野県大町市	信濃川	1,280,000	—	2,162
中津川第一	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	127,000	13,900	343
信濃川	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	169,000	88,400	457

火力発電設備

平成28年3月31日現在

発電所名	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
大井	東京都品川区	1,050,000	188
品川	東京都品川区	1,140,000	104
横須賀	神奈川県横須賀市	2,100,000	824
川崎	神奈川県川崎市川崎区	2,685,000	279
横浜	神奈川県横浜市鶴見区	3,379,000	448
南横浜	神奈川県横浜市磯子区	1,150,000	167
東扇島	神奈川県川崎市川崎区	2,000,000	501
千葉	千葉県千葉市中央区	4,361,300	1,018
五井	千葉県市原市	1,886,000	403
姉崎	千葉県市原市	3,600,000	931
袖ヶ浦	千葉県袖ヶ浦市	3,600,000	1,271
富津	千葉県富津市	5,040,000	1,161
鹿島	茨城県神栖市	5,660,000	996
常陸那珂	茨城県那珂郡東海村	2,000,000	1,406
広野	福島県双葉郡広野町	4,400,000	1,310

原子力発電設備

平成28年3月31日現在

発電所名	所在地	出力（kW）	土地面積（千㎡）
福島第一	福島県双葉郡大熊町	—	3,972
福島第二	福島県双葉郡楢葉町	4,400,000	1,528
柏崎刈羽	新潟県柏崎市	8,212,000	4,229

（注） 福島第一原子力発電所は電気事業法第9条に基づき廃止となっている。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。

主要送電設備

平成28年3月31日現在

線路名	種別	電圧（kV）	亘長（km）
西群馬幹線	架空	500 （一部1,000kV設計）	167.99
南新潟幹線	架空	500 （一部1,000kV設計）	110.77
南いわき幹線	架空	500 （一部1,000kV設計）	195.40
福島幹線	架空	500	181.64
福島東幹線	架空	500	171.35
新豊洲線	地中	500	39.50
葛南世田谷線	地中	275	32.50
千葉葛南線	地中	275	30.38

主要変電設備

平成28年3月31日現在

変電所名	所在地	最高電圧（kV）	出力（kVA）	土地面積（千㎡）
新野田	千葉県野田市	500	8,020,000	288
新坂戸	埼玉県坂戸市	500	6,900,000	65
新京葉	千葉県船橋市	500	6,750,000	373
房総	千葉県市原市	500	6,690,000	239
新富士	静岡県駿東郡小山町	500	6,650,000	324

主要業務設備

平成28年3月31日現在

事業所名	所在地	土地面積（千㎡）
本社	東京都千代田区 他	353
総支社等	東京都新宿区 他	868

3【設備の新設、除却等の計画】

連結ベース及び提出会社の設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

(1) 概要

原子力発電所の稼働について、確たる見通しが立てられないことから、連結ベース及び提出会社の平成28年度の設備投資計画は、未定としている。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 提出会社の平成28年度設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

地点名	出力 (千 k W)	着工	運転開始
葛野川	1,600	平成4/11 平成9/8	平成11/12、12/6、38年度以降、26/6
神流川	2,820	平成9/2	平成17/12、24/6、38年度以降

火力

地点名	出力 (千 k W)	着工	運転開始
川崎2号系列	1,870	平成21/7 (1軸)、25/1 (2、3軸)	平成25/2、28/1、28/10
横浜7号系列 (増出力)	+108	平成26/12	平成28/8、27/7、29/8、29/1
横浜8号系列 (増出力)	+108	平成27/4	平成29/4、30/1、28/1、28/5
富津2号系列 (増出力)	+120	平成27/3	平成28/7、30/3、31/8、30/8、29/4、31/3、29/8

原子力

地点名	出力 (千 k W)	着工	運転開始
東通1、2号	各1,385	平成23/1、未定	未定

送電

件名	電圧 (k V)	亘長 (k m)	着工	運転開始
大井ふ頭線新設	275	0.1	平成26/11	平成28/12
G3060016アクセス線(仮称)新設	275	0.6	平成29/1	平成29/12
G3060006アクセス線(仮称)新設	275	5.6	平成29/1	平成31/1
飛騨信濃直流幹線新設	DC±200	89	平成30/2	平成32年度

変電

件名	電圧 (k V)	出力	着工	運転開始
大井ふ頭変電所新設	275	900MVA	平成26/11	平成29/1
港北変電所変圧器増設	275	450MVA	平成27/10	平成29/3
新信濃交直変換設備新設	—	900MW	平成28/2	平成32年度

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000（注）

（注） 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成28年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成28年6月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	同左	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株
A種優先株式 （当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。）	1,600,000,000	同左	非上場	単元株式数は100株 （注1、2、3）
B種優先株式 （当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。）	340,000,000	同左	非上場	単元株式数は10株 （注1、2、3）
計	3,547,017,531	同左	—	—

（注1） 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式（以下「本優先株式」という。）には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

（以下本（注1）においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

- (3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

（注2） 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

- (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

- ① (i) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は(ii) 下記②により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

- ② (i) 当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は(ii) 当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

- (3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

- ① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

- ② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

- ③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当率

$$\text{A種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.25\%$$

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ.のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

- i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ、において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(1)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(1)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{払込金額} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

イ. B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ.に定める配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ.に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. B種優先配当年率

$$\text{B種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.5\%$$

なお、B種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ.に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ.のほか残余財産の分配を行わない。

ハ、経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ、優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ、普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ、乃至ホ、で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ、乃至ホ、で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ、当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

- i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(2)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(2)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \times \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ A種優先株式を対象とする取得請求権

イ. A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

① A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成28年1月1日から 平成28年3月31日まで)	第92期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

② B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成28年1月1日から 平成28年3月31日まで)	第92期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年7月31日 (注)	1,940,000	3,547,017	500,000	1,400,975	500,000	743,555

(注) 第三者割当

A種優先株式 発行価格(払込金額) 200円、総額320,000百万円
資本組入額 100円、総額160,000百万円
割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

B種優先株式 発行価格(払込金額) 2,000円、総額680,000百万円
資本組入額 1,000円、総額340,000百万円
割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	30	92	77	2,741	685	374	532,217	536,216	－
所有株式数 （単元）	433,976	3,284,161	226,650	579,899	4,942,346	6,129	6,533,962	16,007,123	6,305,231
所有株式数の割合（％）	2.71	20.52	1.42	3.62	30.87	0.04	40.82	100.00	－

(注) 1. 自己株式3,129,398株は、「個人その他」に31,293単元、「単元未満株式の状況」に98株含まれている。

なお、自己株式3,129,398株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,128,328株である。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

② A種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	－	－	16,000,000	－	－	－	16,000,000	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	100.00	－	－	－	100.00	－

③ B種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数10株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	34,000,000	－	－	－	34,000,000	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	100.00	－	－	－	100.00	－

(7) 【大株主の状況】

平成28年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
原子力損害賠償・廃炉等支援 機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	1,940,000	54.69
東京電力従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	47,046	1.33
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	44,947	1.27
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	35,927	1.01
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	34,963	0.99
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・ス タンレーMUFJ証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号)	26,959	0.76
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	26,400	0.74
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	23,791	0.67
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	21,601	0.61
計	—	2,244,314	63.27

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成28年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
原子力損害賠償・廃炉等支援 機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	16,000,000	50.10
東京電力従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	470,462	1.47
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	449,474	1.41
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	426,767	1.34
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	359,275	1.12
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	349,632	1.09
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・ス タンレーMUFJ証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号)	269,592	0.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	264,005	0.83
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	237,911	0.74
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	216,018	0.68
計	—	19,043,136	59.63

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,128,300	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,593,628,100	15,936,281	—
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 6,305,231	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	—	—
総株主の議決権	—	31,936,281	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3,128,300	—	3,128,300	0.09
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号	1,349,500	—	1,349,500	0.04
株式会社東光高岳	東京都江東区豊洲5丁目6番36号	236,600	—	236,600	0.01
計	—	7,084,200	—	7,084,200	0.20

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権の数10個) ある。
 なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれている。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	45,068	31,195,150
当期間における取得自己株式	4,381	2,528,757

（注） 「当期間における取得自己株式」には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （単元未満株式の買増請求による売渡）	1,284	890,116	170	97,240
保有自己株式数	3,128,328	—	3,132,539	—

（注） 1. 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求による売渡）」には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社では、株主のみなさまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の厳しい経営環境等に鑑み、配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じ改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年2回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入は減少したものの、原油安等の影響で燃料費が大幅に減少したことに加え、徹底した費用削減に引き続き努めた結果、経常利益を確保するとともに、当期純利益を計上した。しかしながら、当社のおかれている厳しい経営環境等に鑑み、誠に遺憾ながら当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境等が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① 普通株式

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	643	258	841	505	939
最低(円)	148	120	249	321	451

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

② A種優先株式及びB種優先株式

A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、該当事項なし。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	876	823	780	700	654	635
最低(円)	786	752	663	548	522	565

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

② A種優先株式及びB種優先株式

A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、該当事項なし。

5 【役員の状況】

男性24名 女性1名 （役員のうち女性の比率4%）

(1) 取締役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	指名委員会委員 監査委員会委員 報酬委員会委員	數土 文夫	昭和16年3月3日生	昭和39年4月 川崎製鉄株式会社（現ジェイ エフ イー スチール株式会 社）入社 平成17年4月 ジェイ エフ イー ホールデ ィングス株式会社代表取締役社 長 平成22年4月 ジェイ エフ イー ホールデ ィングス株式会社取締役 平成22年6月 ジェイ エフ イー ホールデ ィングス株式会社相談役 平成23年4月 日本放送協会経営委員会委員長 平成24年6月 当社取締役 平成26年4月 当社取締役会長（現） 平成26年7月 ジェイ エフ イー ホールデ ィングス株式会社特別顧問 （現）	(注) 2	普通株式 0
取締役	指名委員会委員	廣瀬 直己	昭和28年2月1日生	昭和51年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年3月 当社常務取締役福島原子力被災 者支援対策本部副本部長 平成24年6月 当社取締役、代表執行役社長 平成24年9月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 平成25年4月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 兼ソーシャル・コミュニケーション 室長 平成25年5月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 兼ソーシャル・コミュニケーション 室長兼新成長タスクフォース 長 平成25年6月 当社取締役、代表執行役社長経 営改革本部部長兼原子力改革特別 タスクフォース長兼ソーシャ ル・コミュニケーション室長兼 新成長タスクフォース長 平成26年1月 当社取締役、代表執行役社長経 営改革本部部長兼原子力改革特別 タスクフォース長兼新成長タス クフォース長 平成26年6月 当社取締役、代表執行役社長経 営企画本部部長兼原子力改革特別 タスクフォース長兼新成長タス クフォース長 平成27年7月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 兼新成長タスクフォース長 平成28年4月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 （現）	(注) 2	普通株式 21,955

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		佐野 敏弘	昭和27年9月10日生	昭和52年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員火力部長 平成23年6月 当社常務取締役技術開発本部長 平成24年6月 当社常務執行役 平成25年4月 当社常務執行役フュエル&パワー・カンパニー・プレジデント 平成26年6月 当社取締役、代表執行役副社長 フュエル&パワー・カンパニー・プレジデント 平成28年4月 当社取締役（現） 平成28年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長（現）	(注) 2	普通株式 8,292
取締役		姉川 尚史	昭和32年4月11日生	昭和58年4月 当社入社 平成16年10月 当社技術開発研究所電動推進グループマネージャー 平成23年7月 当社原子力設備管理部部長代理兼技術開発研究所 平成23年12月 当社原子力設備管理部長兼技術開発研究所 平成24年9月 当社原子力設備管理部長兼技術開発研究所兼原子力改革特別タスクフォース事務局長 平成25年6月 当社常務執行役原子力改革特別タスクフォース事務局長兼原子力・立地本部副本部長 平成26年6月 当社取締役、常務執行役原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長（現）	(注) 2	普通株式 9,713
取締役	指名委員会委員	武部 俊郎	昭和31年9月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 当社執行役員栃木支店長 平成24年6月 当社常務執行役技術開発本部長兼電力流通本部副本部長 平成25年4月 当社常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント 平成27年6月 当社取締役、常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント 平成28年4月 当社取締役（現） 平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長（現）	(注) 2	普通株式 15,674

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		小早川 智明	昭和38年6月29日生	昭和63年4月 当社入社 平成21年7月 当社神奈川支店営業部 平成23年12月 当社神奈川支店営業部長 平成25年7月 当社法人営業部都市エネルギー 部長 平成26年1月 当社法人営業部都市エネルギー 部長兼都市第七営業グループマ ネージャー 平成26年6月 当社カスタマーサービス・カン パニー法人営業部長 平成27年6月 当社常務執行役カスタマーサー ビス・カンパニー・プレジデ ント 平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株 式会社代表取締役社長 平成28年5月 東京電力エナジーパートナー株 式会社代表取締役社長商品開発 室長（現） 平成28年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 3,147
取締役	指名委員会委員	西山 圭太	昭和38年1月11日生	昭和60年4月 通商産業省（現経済産業省）入 省 平成23年6月 内閣官房東京電力経営・財務調 査タスクフォース事務局事務局 長 平成24年6月 株式会社産業革新機構専務執行 役員 平成24年7月 経済産業省大臣官房審議官（経 済社会政策担当） 平成25年6月 経済産業省大臣官房審議官（経 済産業政策局担当） 平成26年7月 経済産業省大臣官房付 平成26年7月 原子力損害賠償支援機構（現原 子力損害賠償・廃炉等支援機 構）連絡調整室次長 平成26年7月 当社執行役会長補佐兼経営企画 本部担当（共同） 平成27年6月 当社取締役、執行役会長補佐兼 経営企画本部担当（共同） 平成27年7月 当社取締役、執行役会長補佐兼 経営企画担当（共同）（現） 平成27年7月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構連絡調整室長（現）	(注) 2	普通株式 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	監査委員会委員長	増田 祐治	昭和32年3月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員総務部長 平成22年6月 当社執行役員東京支店長 平成24年6月 当社常務執行役 平成25年1月 当社常務執行役福島本部副本部長 平成25年6月 当社常務執行役福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 平成26年6月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長兼新潟総支社設立準備担当 平成27年4月 当社参与 平成27年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 9,856
取締役	報酬委員会委員	藤森 義明	昭和26年7月3日生	昭和50年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 昭和61年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現日本GE合同会社）入社 平成13年5月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア・バイス・プレジデント 平成23年3月 日本GE株式会社（現日本GE合同会社）代表取締役会長 平成23年6月 株式会社住生活グループ（現株式会社LIXILグループ。以下同じ）取締役 平成23年6月 株式会社LIXIL取締役 平成23年8月 株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼CEO 平成23年8月 株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO 平成24年6月 当社取締役（現） 平成26年1月 Grace A株式会社代表取締役 平成28年1月 株式会社LIXIL代表取締役会長兼CEO 平成28年6月 株式会社LIXILグループ相談役（現）	(注) 2	普通株式 25,840
取締役	監査委員会委員	須藤 正彦	昭和17年12月27日生	昭和45年4月 弁護士 平成10年8月 日本ベリサイン株式会社（現合同会社シマンテック・ウェブサイトセキュリティ）社外監査役 平成20年7月 株式会社足利ホールディングス社外取締役 平成21年12月 最高裁判所判事 平成25年1月 弁護士（現） 平成26年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	指名委員会委員 報酬委員会委員長	國井 秀子	昭和22年12月13日生	昭和57年5月 株式会社リコー入社 平成17年6月 株式会社リコー常務執行役員 平成20年4月 株式会社リコーグループ執行役員 平成20年4月 リコーソフトウェア株式会社 (現リコーITソリューションズ株式会社) 取締役会長 平成21年4月 株式会社リコー理事 平成24年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授 (現) 平成25年4月 芝浦工業大学学長補佐 (現) 平成25年10月 芝浦工業大学男女共同参画推進室長 (現) 平成26年6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 1,995
取締役	指名委員会委員長	増田 寛也	昭和26年12月20日生	昭和52年4月 建設省 (現国土交通省。以下同じ) 入省 平成6年7月 建設省建設経済局建設業課紛争調整官 平成7年4月 岩手県知事 平成19年8月 総務大臣 平成21年4月 東京大学公共政策大学院客員教授 (現) 平成25年10月 原子力損害賠償支援機構 (現原子力損害賠償・廃炉等支援機構) 運営委員 平成26年6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 1,995
取締役	指名委員会委員	長谷川 閑史	昭和21年6月19日生	昭和45年4月 武田薬品工業株式会社入社 平成15年6月 武田薬品工業株式会社代表取締役社長 平成23年4月 公益社団法人経済同友会代表幹事 平成26年6月 武田薬品工業株式会社代表取締役会長 平成27年6月 当社取締役 (現) 平成27年6月 武田薬品工業株式会社取締役会長 (現)	(注) 2	普通株式 0
計						98,467

- (注) 1. 取締役 数土 文夫、同 藤森 義明、同 須藤 正彦、同 國井 秀子、同 増田 寛也及び同 長谷川 閑史は、社外取締役である。
2. 平成28年6月28日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 社長	原子力改革特別 タスクフォース 長	廣瀬 直己	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 21,955
代表執行役 副社長	技監、安全統括	山口 博	昭和26年2月15日生	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員電力流通本部副本 部長 平成19年6月 当社常務取締役電力流通本部副 本部長 平成24年6月 当社取締役、代表執行役副社長 電力流通本部長 平成25年4月 当社取締役、代表執行役副社長 技術開発本部長 平成25年6月 当社取締役、代表執行役副社長 平成26年6月 当社代表執行役副社長技監 平成27年7月 当社代表執行役副社長技監、安 全統括（現）	(注) 1	普通株式 24,747
代表執行役 副社長	福島復興本社代 表兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長	石崎 芳行	昭和28年8月8日生	昭和52年4月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員福島原子力被災者 支援対策本部副本部長兼原子 力・立地本部副本部長兼立地地 域部長 平成24年6月 当社常務執行役福島原子力被災 者支援対策本部副本部長兼原子 力・立地本部副本部長 平成24年11月 当社代表執行役副社長福島原子 力被災者支援対策本部副本部長 兼福島復興本社設立準備担当兼 原子力・立地本部副本部長 平成25年1月 当社代表執行役副社長福島復興 本社代表兼福島本部長兼原子 力・立地本部副本部長 平成27年4月 当社代表執行役副社長福島復興 本社代表兼福島本部長兼福島本 部企画総務部長兼原子力・立地 本部副本部長 平成27年6月 当社代表執行役副社長福島復興 本社代表兼福島本部長兼原子 力・立地本部副本部長（現）	(注) 1	普通株式 23,353
常務執行役	原子力・立地本 部長兼原子力改 革特別タスクフ ォース長代理兼 同事務局長	姉川 尚史	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 9,713

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	ビジネスソリューション・カンパニー・プレジデント	壹岐 素巳	昭和33年2月6日生	昭和56年4月 当社入社 平成20年6月 当社企画部総括調整グループマネージャー 平成23年10月 当社グループ事業部長 平成25年6月 当社常務執行役グループ事業担当 平成26年6月 当社常務執行役経営企画本部担当（共同） 平成27年4月 当社常務執行役ビジネスソリューション・カンパニー・プレジデント（現）	(注) 1	普通株式 6,067
常務執行役	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者	増田 尚宏	昭和33年3月12日生	昭和57年4月 当社入社 平成22年6月 当社原子力・立地本部福島第二原子力発電所長 平成25年1月 当社原子力・立地本部福島第二原子力発電所長兼福島本部 平成25年5月 当社特命役員原子力安全監視室副室長 平成26年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（現）	(注) 1	普通株式 9,963
常務執行役	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長	木村 公一	昭和34年10月17日生	昭和57年4月 当社入社 平成22年7月 当社神奈川支店横浜支社長 平成25年6月 当社福島本部副本部長 平成26年6月 当社常務執行役福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 平成27年4月 当社常務執行役新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長（現）	(注) 1	普通株式 4,495
常務執行役	経営企画担当（共同）兼経営企画ユニット企画室長	文挾 誠一	昭和35年7月25日生	昭和60年4月 当社入社 平成21年7月 当社茨城支店水戸支社長 平成24年10月 当社経理部部長代理兼経理部（経理担当）兼経営改革本部事務局 平成24年11月 当社経理部（経理担当）兼経営改革本部事務局 平成25年6月 当社経営改革本部企画部長 平成26年6月 当社執行役員経営企画本部事務局長 平成27年4月 当社常務執行役経営企画本部担当（共同）兼経営企画本部事務局長 平成27年6月 当社常務執行役経営企画本部担当（共同） 平成27年7月 当社常務執行役経営企画担当（共同） 平成28年4月 東京電力フュエル＆パワー株式会社取締役（非常勤）（現） 平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤）（現） 平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤）（現） 平成28年6月 当社常務執行役経営企画担当（共同）兼経営企画ユニット企画室長（現）	(注) 1	普通株式 577

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	経営技術戦略研 究所長	岡本 浩	昭和40年12月9日生	平成5年4月 当社入社 平成22年1月 当社技術部スマートグリッド戦 略グループマネージャー 平成25年6月 当社技術統括部スマートグリッ ド戦略グループマネージャー 平成25年7月 当社パワーグリッド・カンパニ ー系統エンジニアリングセンタ ー所長兼技術統括部兼企画部 平成26年6月 当社技術統括部長兼経営企画本 部系統広域連系推進室長 平成27年4月 当社常務執行役経営技術戦略研 究所長兼経営企画本部系統広域 連系推進室長 平成27年6月 当社常務執行役経営技術戦略研 究所長兼新成長タスクフォース 事務局長兼次世代サービス担当 平成28年4月 当社常務執行役経営技術戦略研 究所長（現）	(注) 1	普通株式 6,676
常務執行役	原子力安全監視 最高責任者兼原 子力安全監視室 長	ジョン・クロフ ツ	昭和23年7月15日生	昭和44年10月 Central Electricity Generating Board入社 平成12年4月 UK Atomic Energy Authority安 全・保証担当役員 平成19年4月 SBB Nuclear安全・保証担当役 員 平成21年6月 NNB Generation Company原子力 安全委員会メンバー 平成25年5月 当社特命役員原子力安全監視室 長 平成27年4月 当社常務執行役原子力安全担当 兼原子力安全監視室長 平成27年12月 当社常務執行役原子力安全監視 最高責任者兼原子力安全監視室 長（現）	(注) 1	普通株式 0
常務執行役		武谷 典昭	昭和34年10月13日生	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 当社グループ事業部兼燃料関係 会社再編準備室 平成23年7月 当社グループ事業部 平成25年6月 当社経理部長 平成27年6月 当社常務執行役グループ事業担 当 平成27年7月 当社常務執行役 平成28年4月 当社常務執行役経営企画ユニッ ト経理室長 平成28年4月 東京電力フュエル&パワー株式 会社取締役（非常勤）（現） 平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会 社取締役（非常勤）（現） 平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株 式会社取締役（非常勤）（現） 平成28年6月 当社常務執行役（現）	(注) 1	普通株式 14,830

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	新成長タスクフ ォース長	見學 信一郎	昭和39年10月24日生	昭和63年4月 当社入社 平成19年7月 当社企画部経営調査グループマ ネージャー 平成24年6月 当社経営改革本部事務局 平成25年4月 当社執行役員ソーシャル・コミ ュニケーション室副室長兼経営 改革本部事務局 平成26年6月 当社執行役員ソーシャル・コミ ュニケーション室副室長兼経営 企画本部事務局 平成27年7月 当社執行役員ソーシャル・コミ ュニケーション室副室長兼経営 企画ユニット企画室 平成28年4月 当社常務執行役新成長タスクフ ォース長（現）	(注) 1	普通株式 1, 100
常務執行役	福島本部副本部 長兼原子力・立 地本部副本部長	佐伯 光司	昭和38年6月30日生	昭和61年4月 当社入社 平成22年7月 当社総務部部长代理兼総務部 （首都圏担当）兼総務部（環境 担当） 平成25年6月 当社総務部長 平成27年7月 当社経営企画ユニット総務・法 務室長 平成28年4月 当社常務執行役経営企画ユニッ ト総務・法務室長兼福島本部副 本部長兼原子力・立地本部副本 部長 平成28年6月 当社常務執行役福島本部副本部 長兼原子力・立地本部副本部長 （現）	(注) 1	普通株式 3, 400
常務執行役	I o T 担当	関 知道	昭和39年1月10日生	昭和61年4月 当社入社 平成21年7月 当社技術開発研究所エネルギー 経済グループマネージャー 平成23年10月 当社千葉支店支店長付 平成24年6月 当社企画部総括調整グループ 平成25年6月 当社経営改革本部事務局次長兼 企画部総括調整グループ 平成25年7月 当社経営改革本部事務局次長兼 企画部 平成26年6月 当社経営企画本部事務局次長 平成27年7月 当社経営企画ユニット企画室次 長 平成28年4月 当社常務執行役 I o T 担当 （現）	(注) 1	普通株式 1, 300
執行役	会長補佐兼経営 企画担当（共 同）	西山 圭太	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 0
計						128, 176

(注) 1. 平成28年6月28日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。

2. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおりである。

横村 忠幸	原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼新潟本部
林 孝之	福島復興本社副代表兼福島本部副本部長
小野 明	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所長兼福島本部
太田 雄彦	原子力・立地本部副本部長兼経営企画ユニット企画室兼原子力改革ユニット 原子力改革特別タスクフォース事務局兼ソーシャル・コミュニケーション室
榎本 知佐	ソーシャル・コミュニケーション室長
鈴木 成光	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
高山 拓治	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
有馬 博	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
松本 純	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント（技監）
大倉 誠	福島本部復興調整部長
小島 英夫	経営技術戦略研究所副所長
福良 昌敏	原子力・立地本部副本部長
小川 敬雄	内部監査室長
富倉 敏司	ビジネスソリューション・カンパニー・バイスプレジデント
村部 良和	福島第一廃炉推進カンパニー・シニアバイスプレジデント
小河原 克実	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は平成28年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の概要

(a) 取締役会（取締役）・執行役会等

取締役会は、社外取締役6名を含む13名（男性12名、女性1名）で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。また、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置している。

執行役（男性15名、うち外国人1名）は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催される執行役会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施している。また、執行役会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置している。

(b) 指名委員会

指名委員会は、社外取締役4名を含む7名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。また、会社法に基づく権限ではないが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議している。

(c) 監査委員会

監査委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査委員より構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っている。なお、社外取締役のうち1名は、弁護士であることに加え、他企業の社外監査役としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

平成27年7月以降、ホールディングカンパニー制への移行を円滑に行うため監査体制の強化を図り、監査委員会を補助する監査特命役員を2名から8名に、スタッフを14名から19名にした。監査特命役員・スタッフが主要な子会社等関係会社の非常勤監査役に就任している。なお、平成28年4月のホールディングカンパニー制への移行に伴い、このうち、6名の監査特命役員及び12名のスタッフは、東京電力フュエル&パワー、東京電力パワーグリッド、東京電力エナジーパートナーの監査役およびスタッフに、東京電力ホールディングス監査委員会の監査特命役員は2名、スタッフは7名となっている。また、監査特命役員及びスタッフは、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議している。

このような体制のもと、監査委員会は、取締役会、執行役会その他の重要な会議への出席、取締役及び執行役の職務執行状況の報告聴取並びに本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に開催される代表執行役とのミーティング等を通じて取締役及び執行役等との意思疎通を図っている。監査委員が実施した監査の方法、経過及び結果は監査委員会に報告され、監査委員会の職務執行状況は、取締役会に遅滞なく報告されている。

(d) 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役3名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定している。

(e) 会計監査人（監査法人）

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、厳正な会計監査を受けている。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
白羽 龍三	新日本有限責任監査法人
湯川 喜雄	新日本有限責任監査法人
春日 淳志	新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士12名、その他12名となっている。

ロ. 企業統治を採用する理由

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は平成28年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

ハ. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、取締役 数土文夫、同 増田祐治、同 藤森義明、同 須藤正彦、同 國井秀子、同 増田寛也及び同 長谷川閑史との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その取締役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

② 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、平成18年4月制定、平成28年3月改定）をもとに、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表執行役、執行役、執行役員、部長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役及び執行役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。特に、原子力については、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図っている。

内部監査については、内部監査室が中心となり、経営諸活動の遂行状況を定期的かつ必要に応じて監査している。主要な内部監査結果は、執行役会等に報告され、所要の改善措置がとられている。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさまに向けた決算等の説明会、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

③ 内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的実施すること等により相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査委員会に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

④ 社外取締役

イ. 社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は、数土文夫、藤森義明、須藤正彦、國井秀子、増田寛也及び長谷川閑史の6名である。

増田寛也氏は、当社の主要株主である原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）の運営委員であった者であり、当社は、機構から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項に基づく資金援助を受けているほか、機構に対して同法第38条第1項等に基づく負担金を支払っている。しかしながら、同氏は、下記のとおり、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えられる。

- ・機構は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金援助等を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ること等を目的として、平成23年9月に国の認可を受けて設立された法人であり営利を目的としていないこと。
- ・当社は、機構から資金援助を受けているほか、機構に対して負担金を支払っているが、独立性に関する判断要素としての取引とは、売上高や仕入高に影響を与えるような取引であって当事者が互いの裁量の下で行うものと考えられるところ、上記資金援助及び負担金は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づくものであり上記のような取引には該当しないと考えられること。

増田氏以外の社外取締役5名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ. 社外取締役の機能及び役割、独立性に関する基準又は方針、選任状況の考え方

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行っている。

また、当社は、以下の選任方針に基づき社外取締役6名を選任しており、これらはいずれも株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出を行っている。

上記に鑑み、当社の社外取締役は、経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

<選任方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしている。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしている。このうち、社外取締役については、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしている。

「社外取締役の独立性判断基準」

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社グループ関係者

- ・当社又は当社子会社の出身者

2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）

- ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
- ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者

3. 主要な取引先

- ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
- ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者

4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

- ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
- ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者

5. 役員相互就任

- ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員

6. 近親者

- ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
- ・最近3年間に於いて、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
- ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。

7. その他

- ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までに於いて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とすることができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

ハ. 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じて、執行役等の職務の執行を監督している。また、社外取締役2名を含む監査委員会は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と、上記③に記載のとおり相互連携等を図りながら監査を行うとともに、取締役会において当該監査結果を報告している。

⑤ 役員報酬等の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	78	78	—	8
執行役	356	321	34	20

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。

2. 上記のうち、社外取締役6名に対する報酬等の総額は62百万円である。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり定めている。

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

(a) 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

<基本報酬>

常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

(b) 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。

<基本報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

<業績連動報酬>

会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

(c) 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

⑥ 株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

124銘柄 19,200百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
富士石油(株)	6,839,920	2,653	当社事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	1,875	当社事業の円滑な遂行

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
富士石油(株)	6,839,920	2,120	当社事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	1,318	当社事業の円滑な遂行

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑧ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

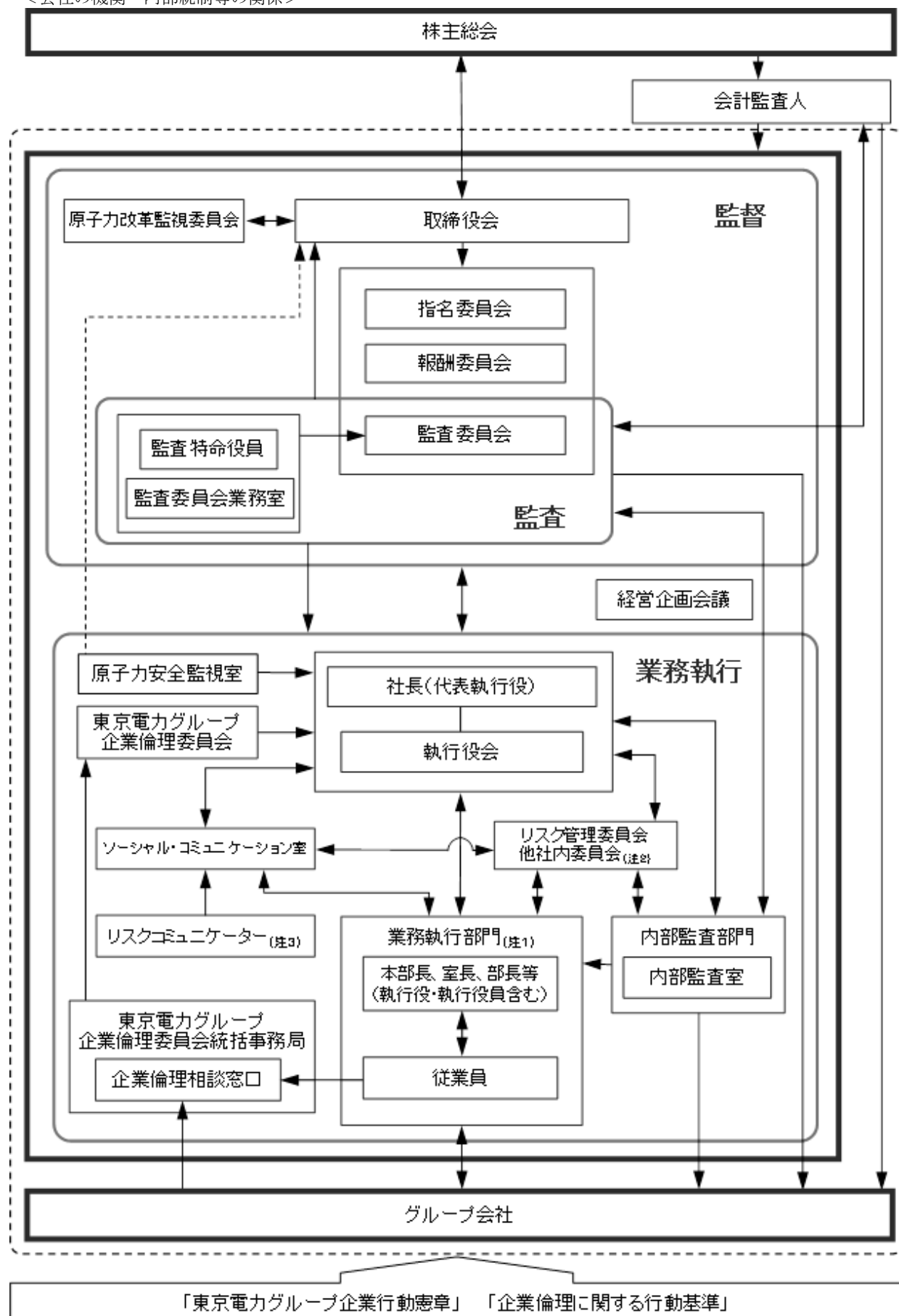
⑩ 種類株式の発行

当社は、普通株式のほか、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式を発行している。

普通株式及びA種優先株式は、株主総会において議決権を有する株式であるが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

また、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種優先株式は、単元株式数を100株としているが、B種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を10株としている。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載している。



(注1) 本社(コーポレート各室・本部等)、第一線機関(原子力発電所等)

(注2) 投資管理委員会 等

(注3) リスクコミュニケーションを行う専門職

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（平成28年3月31日改定）＞

当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善する。

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- (3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- (4) 監査委員が執行役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることでできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えるとともに、監査委員の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- (2) 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するIT環境を整備する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

- (6) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- (7) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視最高責任者は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。
- また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、執行役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- (2) グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
- (3) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
- (4) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
- (5) グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	152	6	153	6
連結子会社	69	18	66	19
計	221	25	219	26

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の連結子会社9社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は40百万円である。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社7社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は38百万円である。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ホールディングカンパニー制移行に向けた財務報告に係る内部統制に関する助言業務などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ホールディングカンパニー制移行に向けた財務報告に係る内部統制に関する助言業務などである。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成について

- (1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, ※2 11,799,025	※1, ※2 11,321,208
電気事業固定資産	7,167,106	6,870,556
水力発電設備	619,404	441,666
汽力発電設備	1,178,894	1,080,724
原子力発電設備	644,958	722,445
送電設備	1,825,179	1,760,121
変電設備	716,116	696,101
配電設備	2,039,927	2,019,249
その他の電気事業固定資産	142,627	150,248
その他の固定資産	※4 253,282	※4 221,731
固定資産仮勘定	767,142	838,467
建設仮勘定及び除却仮勘定	767,142	838,467
核燃料	782,906	751,384
装荷核燃料	123,390	120,473
加工中等核燃料	659,515	630,911
投資その他の資産	2,828,588	2,639,068
長期投資	※4 141,439	※4 135,940
使用済燃料再処理等積立金	961,910	894,547
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	926,079	755,861
退職給付に係る資産	121,232	117,375
その他	※5 679,197	※5 736,881
貸倒引当金（貸方）	△1,271	△1,538
流動資産	2,413,652	2,338,560
現金及び預金	※4 1,394,289	※4 1,423,672
受取手形及び売掛金	546,983	488,109
たな卸資産	※3, ※4 224,706	※3 194,453
その他	※4 252,621	※4 246,315
貸倒引当金（貸方）	△4,947	△13,990
合計	14,212,677	13,659,769

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	10,117,776	8,601,015
社債	※4, ※7 3,463,009	※4, ※7 2,913,815
長期借入金	※4, ※7 2,601,439	※4, ※7 1,904,889
使用済燃料再処理等引当金	995,792	923,725
使用済燃料再処理等準備引当金	70,663	73,489
災害損失引当金	521,016	475,892
原子力損害賠償引当金	1,061,572	837,882
退職給付に係る負債	428,390	382,788
資産除去債務	741,190	770,992
その他	234,702	317,539
流動負債	1,987,028	2,834,511
1年以内に期限到来の固定負債	※4 786,194	※4, ※7 1,339,598
短期借入金	189,572	※7 493,237
支払手形及び買掛金	312,910	241,640
未払税金	123,638	102,481
その他	574,713	657,554
特別法上の引当金	5,692	6,103
原子力発電工事償却準備引当金	5,692	6,103
負債合計	12,110,497	11,441,630
株主資本	2,052,759	2,196,473
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,608	743,125
利益剰余金	△83,431	60,803
自己株式	△8,393	△8,430
その他の包括利益累計額	20,193	△198
その他有価証券評価差額金	6,703	3,618
繰延ヘッジ損益	△15,724	△14,668
土地再評価差額金	※8 △3,038	※8 △2,510
為替換算調整勘定	30,287	20,768
退職給付に係る調整累計額	1,965	△7,406
非支配株主持分	29,227	21,864
純資産合計	2,102,180	2,218,139
合計	14,212,677	13,659,769

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営業収益	6,802,464	6,069,928
電気事業営業収益	6,497,627	5,791,368
その他事業営業収益	304,836	278,560
営業費用	※1, ※2, ※3 6,485,929	※1, ※2, ※3 5,697,696
電気事業営業費用	6,224,813	5,463,460
その他事業営業費用	261,116	234,236
営業利益	316,534	372,231
営業外収益	48,985	71,154
受取配当金	3,112	5,802
受取利息	18,181	18,555
持分法による投資利益	15,112	22,945
為替差益	—	7,698
その他	12,578	16,151
営業外費用	157,504	117,447
支払利息	99,089	87,035
為替差損	35,074	—
その他	※2 23,341	※2 30,412
当期経常収益合計	6,851,449	6,141,082
当期経常費用合計	6,643,434	5,815,143
当期経常利益	208,015	325,938
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	511	411
原子力発電工事償却準備金引当	511	411
特別利益	887,777	773,073
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※4 868,535	※4 699,767
固定資産売却益	※5 19,242	—
退職給付制度改定益	—	61,091
持分変動利益	—	12,214
特別損失	616,258	911,993
原子力損害賠償費	※2, ※4 595,940	※2, ※4 678,661
使用済燃料中間貯蔵関連損失	※6 20,318	—
減損損失	—	※7 233,331
税金等調整前当期純利益	479,022	186,607
法人税、住民税及び事業税	24,351	46,042
法人税等調整額	△221	△1,725
法人税等合計	24,129	44,317
当期純利益	454,892	142,290
非支配株主に帰属する当期純利益	3,339	1,506
親会社株主に帰属する当期純利益	451,552	140,783

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
当期純利益	454,892	142,290
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	942	△1,482
繰延ヘッジ損益	126	64
為替換算調整勘定	22,027	△4,416
退職給付に係る調整額	40,233	△7,814
持分法適用会社に対する持分相当額	11,924	△7,145
その他の包括利益合計	※1 75,253	※1 △20,795
包括利益	530,145	121,494
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	523,837	120,043
非支配株主に係る包括利益	6,308	1,451

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	743,616	△534,085	△8,381	1,602,124
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△986	—	△986
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,400,975	743,616	△535,071	△8,381	1,601,138
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	451,552	—	451,552
自己株式の取得	—	—	—	△21	△21
自己株式の処分	—	△7	—	9	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	87	—	87
その他	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△7	451,640	△12	451,620
当期末残高	1,400,975	743,608	△83,431	△8,393	2,052,759

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,995	△13,356	△3,295	1,448	△39,795	△52,003	27,287	1,577,408
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	△986
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,995	△13,356	△3,295	1,448	△39,795	△52,003	27,287	1,576,422
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	451,552
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△21
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	1
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	87
その他	—	—	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,708	△2,368	256	28,838	41,761	72,196	1,940	74,137
当期変動額合計	3,708	△2,368	256	28,838	41,761	72,196	1,940	525,758
当期末残高	6,703	△15,724	△3,038	30,287	1,965	20,193	29,227	2,102,180

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	743,608	△83,431	△8,393	2,052,759
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	3,799	—	3,799
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,400,975	743,608	△79,632	△8,393	2,056,558
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	140,783	—	140,783
自己株式の取得	—	—	—	△31	△31
自己株式の処分	—	△2	—	3	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△480	—	—	△480
土地再評価差額金の取崩	—	—	△347	—	△347
その他	—	—	—	△8	△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△483	140,435	△36	139,915
当期末残高	1,400,975	743,125	60,803	△8,430	2,196,473

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,703	△15,724	△3,038	30,287	1,965	20,193	29,227	2,102,180
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	3,799
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,703	△15,724	△3,038	30,287	1,965	20,193	29,227	2,105,979
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	140,783
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△31
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△480
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	△347
その他	—	—	—	—	—	—	—	△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,084	1,056	528	△9,519	△9,372	△20,391	△7,363	△27,755
当期変動額合計	△3,084	1,056	528	△9,519	△9,372	△20,391	△7,363	112,159
当期末残高	3,618	△14,668	△2,510	20,768	△7,406	△198	21,864	2,218,139

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	479,022	186,607
減価償却費	624,248	621,953
使用済燃料中間貯蔵関連損失	20,318	—
減損損失	—	233,331
原子力発電施設解体費	21,141	22,914
固定資産除却損	27,737	26,031
使用済燃料再処理等引当金の増減額（△は減少）	△58,688	△72,066
使用済燃料再処理等準備引当金の増減額（△は減少）	2,717	2,826
災害損失引当金の増減額（△は減少）	8,786	△6,160
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△19,360	△45,219
受取利息及び受取配当金	△21,294	△24,358
支払利息	99,089	87,035
持分法による投資損益（△は益）	△15,112	△22,945
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△868,535	△699,767
原子力損害賠償費	595,940	678,661
固定資産売却益	△19,242	—
持分変動損益（△は益）	—	△12,214
使用済燃料再処理等積立金の増減額（△は増加）	55,005	67,363
売上債権の増減額（△は増加）	△18,464	58,216
仕入債務の増減額（△は減少）	△32,960	△61,000
その他	223,486	227,550
小計	1,103,838	1,268,758
利息及び配当金の受取額	31,435	23,859
利息の支払額	△101,971	△90,109
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額	△83,135	△56,533
原賠・廃炉等支援機構資金交付金の受取額	1,044,300	1,212,700
原子力損害賠償補償契約に基づく補償金の受取額	68,926	—
原子力損害賠償金の支払額	△1,178,563	△1,250,440
法人税等の支払額	△11,899	△30,725
営業活動によるキャッシュ・フロー	872,930	1,077,508

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△567,470	△645,935
固定資産の売却による収入	22,841	7,256
工事負担金等受入による収入	14,451	11,430
投融資による支出	△49,371	△22,794
投融資の回収による収入	55,639	20,960
定期預金の預入による支出	△331,742	△161,824
定期預金の払戻による収入	332,356	169,331
その他	△640	674
投資活動によるキャッシュ・フロー	△523,935	△620,900
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	99,647	17,714
社債の償還による支出	△446,400	△438,100
長期借入れによる収入	40,820	38,950
長期借入金の返済による支出	△490,571	△319,757
短期借入れによる収入	282,727	998,051
短期借入金の返済による支出	△103,677	△682,056
その他	△8,569	△9,103
財務活動によるキャッシュ・フロー	△626,023	△394,300
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,458	△827
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△271,570	61,480
現金及び現金同等物の期首残高	1,564,047	1,292,477
連結の範囲の変更による現金及び現金同等物の減少額	—	△14,047
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,292,477	※1 1,339,910

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 41社（前連結会計年度は47社）

連結子会社名は「第1 企業の概況 3. 事業の内容の〔事業系統図〕」に記載している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 17社（前連結会計年度は16社）

主な持分法適用関連会社は、(株)関電工、日本原子力発電(株)他である。

(株)JERAについては、中部電力(株)との共同出資による共同支配企業として設立したことにより、持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム(株)、原燃輸送(株)他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソーシズ社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンⅠ社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンⅡ社の8社（前連結会計年度も8社）であり、いずれも12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度（平成17年度）以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数（36年）とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(8)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率0.6%（前連結会計年度は1.5%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当連結会計年度末の未認識数理計算上の差異（464,269百万円（前連結会計年度は345,611百万円））については、翌連結会計年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

ハ 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、福島第一原子力発電所の廃止時の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

ニ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。現 東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ 以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成27年6月12日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

（追加情報）

・災害損失引当金残高の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	24,078百万円	15,040百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	496,938	460,851
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	370,128	337,413
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,232	5,441
c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	117,504	116,017
d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	2,610	541
e その他	1,462	1,437
計	521,016	475,892

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ホ 原子力損害賠償引当金

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（追加情報）

平成27年3月31日、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令。平成27年1月1日より一部適用）が公布され、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金については、資金援助の申請時に未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上せず、同未収金相当額を原子力損害賠償引当金の見積額から控除する旨の改正が行われた。

これにより、平成27年3月26日に機構法の規定に基づく資金援助の申請を実施している除染費用等に対応する資金交付金の未収金相当額278,908百万円については原子力損害賠償引当金に計上していない。なお、この変更は会計規則の定めにより遡及適用は行わない。また、この変更による、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はないが、当連結会計年度末時点の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金は、それぞれ278,908百万円減少している。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金769,724百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

ヘ 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- b ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建支払予定額の一部
- c ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額
- d ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金（予定取引を含む）の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、主として5年間で均等償却している。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(8) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っている。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微である。

(追加情報)

- ・原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、285,849百万円（前連結会計年度は198,843百万円）である。

- ・共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

当社は、平成28年4月1日付けで、当社の燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を会社分割の方法により東京電力フュエル&パワー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）へ承継させ、ホールディングカンパニー制へ移行するとともに、商号を東京電力ホールディングス株式会社に変更した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

(平成28年4月1日現在)

① 東京電力フュエル&パワー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,441,116百万円	固定負債	74,020百万円
流動資産	207,738百万円	流動負債	181,493百万円
合計	1,648,854百万円	合計	255,513百万円

② 東京電力パワーグリッド株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	4,903,793百万円	固定負債	364,911百万円
流動資産	374,235百万円	流動負債	179,482百万円
合計	5,278,028百万円	合計	544,393百万円

③ 東京電力エナジーパートナー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	81,656百万円	固定負債	47,291百万円
流動資産	554,102百万円	流動負債	173,896百万円
合計	635,758百万円	合計	221,187百万円

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	385,810百万円	397,957百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	22,913,578百万円	23,202,504百万円

3. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
商品及び製品	4,436百万円	2,677百万円
仕掛品	15,036	17,886
原材料及び貯蔵品	205,233	173,889

4. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	3,901,109百万円	3,480,693百万円
うち内債	3,875,987	3,455,609
外債	25,122	25,084
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む。)	753,269	913,269

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産		
その他	120,000百万円	120,000百万円

(3) 一部の連結子会社が金融機関からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
固定資産		
その他の固定資産	15,871百万円	4,494百万円
投資その他の資産		
長期投資	376	520
流動資産		
現金及び預金	11,176	3
たな卸資産	405	—
計	27,830	5,018

上記のうち、その他の固定資産4,494百万円(前連結会計年度4,737百万円)は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)
固定負債		
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む。）	10,543百万円	205百万円
上記のうち205百万円（前連結会計年度249百万円）は、工場財団抵当に係るものである。		

(4) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	60,126百万円	57,163百万円
なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。		

5. 関連会社に対する資産

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)
株式	567,172百万円	610,363百万円

6. 偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃㈱	130,796百万円	109,557百万円
ティームエナジー社	8,252	7,483
エスケーゼット・ユース	949	778
ロ 日本原燃㈱が発行している社債に対する保証債務	8,226	2,742
ハ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	720	675
ニ メコン・エナジー社のベトナム電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	94	94
ホ ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,802	1,689
ヘ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,297	1,216
ト トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン I 社の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,759	—
チ アイピーエム・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	803	753
リ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	193,621	177,209
計	348,322	302,199

(2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度（平成27年3月31日）及び当連結会計年度（平成28年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

7. 財務制限条項

前連結会計年度（平成27年3月31日）

当社の社債（1,255,887百万円）及び長期借入金（321,764百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

当社の社債（1,073,615百万円）、長期借入金（21,764百万円）、1年以内に期限到来の固定負債（499,994百万円）及び短期借入金（279,995百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

8. 土地再評価差額金

前連結会計年度（平成27年3月31日）及び当連結会計年度（平成28年3月31日）

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後5,463,460百万円、相殺消去額△6,304百万円（前連結会計年度は相殺消去後6,224,813百万円、相殺消去額△8,911百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、382,369百万円（前連結会計年度346,558百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
給料手当	94,990百万円	92,956百万円
退職給与金	27,270	43,326
委託費	80,097	95,892

2. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
使用済燃料再処理等引当金	46,207百万円	36,661百万円
使用済燃料再処理等準備引当金	2,717	2,826
災害損失引当金	9,480	2,896
原子力損害賠償引当金	595,940	678,661

3. 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
	16,654百万円	20,327百万円

4. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額6,146,320百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）278,908百万円を控除した金額5,678,485百万円と前連結会計年度の見積額との差額595,940百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成27年3月26日に同日時点での要賠償額の見通し額6,125,214百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金278,908百万円を控除した金額5,657,379百万円と、平成25年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額4,788,844百万円との差額868,535百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額7,658,513百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と前連結会計年度の見積額との差額678,661百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年3月18日に同日時点での要賠償額の見通し額7,658,513百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と、平成27年3月26日申請時の金額との差額699,767百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

5. 固定資産売却益の内容

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
土地	16,609百万円	－百万円
建物	2,241	－
その他	391	－
計	19,242	－

6. 使用済燃料中間貯蔵関連損失

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

原子力発電所から発生する使用済燃料の中間貯蔵契約に関連し、貯蔵容器のうちの一部について、調達を取り止めることを決定したことに伴う損失を計上している。

7. 減損損失

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産

ホールディングカンパニー制移行後の事業運営体制や電力取引契約などに基づき、以下のとおりグルーピングを区分している。

会社分割によるホールディングカンパニー制移行後の区分	電気事業（固定資産）の種類	グルーピングの区分
東京電力ホールディングス株式会社 （分割会社）	原子力・水力・新エネルギー発電事業	発電所または発電種別単位
	上記を除く電気事業	主として社内カンパニー単位
東京電力フュエル&パワー株式会社 （承継会社）	燃料・火力発電事業	主として発電所の号機単位
東京電力パワーグリッド株式会社 （承継会社）	一般送配電事業	電気事業固定資産一括
東京電力エナジーパートナー株式会社 （承継会社）	小売電気事業	電気事業固定資産一括

ロ 附帯事業に使用している固定資産

原則として事業ごと、地点ごとに1つの資産グループとしている。

ハ イ及びロ以外の固定資産

原則として個別の資産ごととしている。

(追加情報)

・資産のグルーピングの見直し

資産のグルーピングの方法のうち、イ 電気事業に使用している固定資産については、これまで発電から販売までのすべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、原則として全体を1つの資産グループとしてきた。

しかし、電力システム改革によるライセンス制の導入に合わせたホールディングカンパニー制への移行に伴い、燃料・火力発電事業、一般送配電事業、小売電気事業が各承継会社に承継となるなど、従来の事業構造に変化が生じること、また、これを踏まえた事業計画の見直しにより、電力取引契約が締結されるなど、キャッシュ・フローの生成単位が変更となることから、当連結会計年度からグルーピングを見直した。これにより、従来の方法に比べ、税金等調整前当期純利益は232,470百万円減少している。

なお、ロ 附帯事業に使用している固定資産及び、ハ イ及びロ以外の固定資産のグルーピングについての変更はない。

(2) 減損損失の金額、認識した資産または資産グループ

イ 電気事業に使用している固定資産 232,470百万円

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
水力発電事業固定資産 ※1	群馬県、長野県	土地、建物、構築物、機械装置他	187,629
火力発電事業固定資産 ※2	東京都、神奈川県、千葉県、 茨城県、福島県	土地、建物、構築物、機械装置他	44,841

※1 平成28年4月から長期計画停止となる安曇水力発電所4・6号機、矢木沢水力発電所2号機、並びに神流川水力発電所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上した。このうち、神流川水力発電所の減損損失は以下の通り。

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
神流川水力発電所	群馬県多野郡上野村、 長野県南佐久郡南相木村	土地、建物、構築物、機械装置他	186,871

※2 平成28年4月から長期計画停止となる五井火力発電所1～6号機、横浜火力発電所5・6号機、大井火力発電所1～3号機、広野火力発電所1号機、既に長期計画停止となっている横須賀火力発電所、鹿島火力発電所1～4号機、並びに一部の火力発電所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上した。

ロ 附帯事業に使用している固定資産	10百万円
ハ イ及びロ以外の固定資産	850百万円
合 計	233,331百万円

(3)減損損失の認識に至った経緯

事業計画に基づく今後の運転計画や電力取引契約の締結状況等により、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上した。

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社資本コストに基づいた割引率により算定している。正味売却価額は、売却見込額等合理的な見積りにより算定しているが、売却等が困難な場合は零円としている。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	973百万円	△1,053百万円
組替調整額	△30	△3
税効果調整前	943	△1,056
税効果額	△0	△426
その他有価証券評価差額金	942	△1,482
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△11	64
組替調整額	137	—
税効果調整前	126	64
税効果額	—	—
繰延ヘッジ損益	126	64
為替換算調整勘定：		
当期発生額	22,027	△4,416
組替調整額	—	—
税効果調整前	22,027	△4,416
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	22,027	△4,416
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	26,010	△19,163
組替調整額	14,356	11,247
税効果調整前	40,367	△7,916
税効果額	△134	102
退職給付に係る調整額	40,233	△7,814
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	6,915	△11,847
組替調整額	5,008	4,701
持分法適用会社に対する持分相当額	11,924	△7,145
その他の包括利益合計	75,253	△20,795

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,596	51	3	4,643
合計	4,596	51	3	4,643

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加51千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少3千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

当連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,643	59	1	4,701
合計	4,643	59	1	4,701

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加59千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少1千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
現金及び預金勘定	1,394,289百万円	1,423,672百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△101,811	△83,762
現金及び現金同等物	1,292,477	1,339,910

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	1,827	662
1年超	1,017	1,076
合計	2,845	1,738

(2) 貸主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	330	33
1年超	470	47
合計	800	81

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

使用済燃料再処理等積立金は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額755,861百万円)は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また、外貨建社債については、為替変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、外貨建社債の為替変動リスクのヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（（注2）参照。）

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	4,833	4,833	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	961,910	961,910	—
(3) 現金及び預金	1,394,289	1,394,289	—
(4) 受取手形及び売掛金	546,983	546,983	—
(5) 社債（※3）	(3,901,109)	(3,927,491)	△26,382
(6) 長期借入金（※3）	(2,922,594)	(2,919,519)	3,075
(7) 短期借入金	(189,572)	(189,572)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(312,910)	(312,910)	—
(9) デリバティブ取引（※4）	(68)	(68)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	3,635	3,635	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	894,547	894,547	—
(3) 現金及び預金	1,423,672	1,423,672	—
(4) 受取手形及び売掛金	488,109	488,109	—
(5) 社債（※3）	(3,480,693)	(3,572,169)	△91,476
(6) 長期借入金（※3）	(2,632,921)	(2,662,749)	△29,828
(7) 短期借入金	(493,237)	(493,237)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(241,640)	(241,640)	—
(9) デリバティブ取引（※4）	(4)	(4)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金、並びに(4) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

当社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるもののうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。ただし、為替予約等の振当処理の対象とされている社債（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、円貨建固定利付社債とみて、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7) 短期借入金並びに(8) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	31,676	33,058
その他	11,976	13,992
合計	43,652	47,050

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	83	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
使用済燃料再処理等積立金（※1）	103,787	—	—	—
現金及び預金（※2）	1,394,289	—	—	—
受取手形及び売掛金	546,983	—	—	—
合計	2,045,059	83	—	—

(※1) 使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額（858,123百万円）については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

(※2) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	83	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
使用済燃料再処理等積立金（※1）	108,677	—	—	—
現金及び預金（※2）	1,423,672	—	—	—
受取手形及び売掛金	488,109	—	—	—
合計	2,020,460	83	—	—

（※1）使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額（785,869百万円）については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

（※2）現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

（注4）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	438,100	566,916	1,299,811	730,472	380,560	485,250
長期借入金	321,155	729,940	229,281	411,614	483,211	747,391
短期借入金	189,572	—	—	—	—	—
合計	948,827	1,296,856	1,529,092	1,142,086	863,771	1,232,641

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	566,878	1,299,811	730,472	380,560	227,722	275,250
長期借入金	728,031	227,342	410,125	482,154	561,198	224,068
短期借入金	493,237	—	—	—	—	—
合計	1,788,147	1,527,153	1,140,597	862,714	788,920	499,318

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (平成27年 3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	117	73	44
債券			
国債・地方債等	83	79	3
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	103	100	3
小計	304	252	51
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	4,529	5,881	△1,351
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	4,529	5,881	△1,351
合計	4,833	6,134	△1,300

当連結会計年度 (平成28年 3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	111	72	39
債券			
国債・地方債等	83	79	3
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	195	152	43
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	3,439	5,833	△2,393
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	3,439	5,833	△2,393
合計	3,635	5,986	△2,350

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取スイスフラン	社債	25,050	25,050	(※)	—
合計			25,050	25,050	—	

(※) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取スイスフラン	社債	25,050	—	(※)	—
合計			25,050	—	—	

(※) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	3,097	360	△68	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	42,670	32,060	(※)	—
合計			45,767	32,420	△68	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	360	—	△4	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	32,060	31,620	(※)	—
合計			32,420	31,620	△4	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
退職給付債務の期首残高	931,683百万円	901,090百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△1,288	—
会計方針の変更を反映した期首残高	930,395	901,090
勤務費用	29,846	28,108
利息費用	9,334	9,025
数理計算上の差異の発生額	△3,086	9,230
過去勤務費用の発生額	34	△61,846
退職給付の支払額	△63,726	△48,609
その他(注2)	△1,706	△558
退職給付債務の期末残高	901,090	836,440

(注) 1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 確定拠出年金制度への移行に伴う減少等である。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
年金資産の期首残高	562,788百万円	593,931百万円
期待運用収益	13,778	14,573
数理計算上の差異の発生額	36,082	△21,160
事業主からの拠出額	6,643	6,236
退職給付の支払額	△24,512	△23,130
その他(注2)	△849	575
年金資産の期末残高	593,931	571,027

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の年金資産を含んでいる。

2. 従業員拠出による増加及び確定拠出年金制度への移行に伴う減少等である。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	474,202百万円	456,624百万円
年金資産	△593,931	△571,027
	△119,729	△114,403
非積立型制度の退職給付債務	426,887	379,816
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	307,158	265,412
退職給付に係る負債	428,390	382,788
退職給付に係る資産	△121,232	△117,375
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	307,158	265,412

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
勤務費用(注1、2)	29,195百万円	27,427百万円
利息費用	9,334	9,025
期待運用収益	△13,778	△14,573
数理計算上の差異の費用処理額	1,363	21,807
過去勤務費用の費用処理額	△90	△61,179
その他(注3)	374	25
確定給付制度に係る退職給付費用	26,397	△17,468

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 従業員拠出額を控除している。

3. 早期割増退職金等である。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
過去勤務費用	△147百万円	666百万円
数理計算上の差異	40,514	△8,583
合 計	40,367	△7,916

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	54百万円	721百万円
未認識数理計算上の差異	1,702	△6,880
合 計	1,757	△6,159

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
生保一般勘定	43%	49%
株式	32	19
債券	22	26
その他	3	6
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	主として1.0%	主として1.0%
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として6.7%	主として6.2%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度4,450百万円、当連結会計年度4,390百万円である。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	306,263百万円	236,478百万円
減価償却費損金算入限度超過額	106,546	174,052
災害損失引当金	150,353	133,280
資産除去債務	132,874	132,575
退職給付に係る負債	123,559	109,299
送電線路に係る地役権償却額	50,280	53,570
その他	333,945	292,196
繰延税金資産 小計	1,203,822	1,131,454
評価性引当額	△873,729	△852,780
繰延税金資産 合計	330,093	278,674
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△267,173	△213,455
その他	△60,243	△61,461
繰延税金負債 合計	△327,417	△274,916
繰延税金資産 純額	2,675	3,757

(注) 前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めて表示していた「送電線路に係る地役権償却額」は、金額的重要性が高いため区分掲記し、区分掲記していた「繰延欠損金」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産の「その他」272,620百万円、「繰延欠損金」111,605百万円は、「送電線路に係る地役権償却額」50,280百万円、「その他」333,945百万円として組み替えている。

前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
固定資産		
－投資その他の資産－その他	10,219百万円	9,275百万円
流動資産－その他	709	757
固定負債－その他	△8,177	△6,266
流動負債－その他	△75	△9

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	30.8%	28.9%
(調整)		
持分法による投資損益	△1.0	△3.5
評価性引当額増減	△25.3	2.0
持分変動利益	－	△1.9
その他	0.6	△1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0	23.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の28.9%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については28.2%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.0%となる。この税率変更による連結財務諸表への影響は軽微である。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
期首残高	714,434百万円	741,336百万円
期中変動額	26,902	29,865
期末残高	741,336	771,202

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の執行役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討する対象となっているものである。

当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、3カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指している。また、平成28年4月1日からのホールディングカンパニー制への移行に対応するため、カンパニーを主体とする経営管理体制の下、電力小売市場の全面自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ適切に対応していくための事業・業務管理を行っている。

この体制の下、報告セグメントは、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つとしている。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

[カスタマーサービス]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

[コーポレート]

経営サポート、各カンパニーへの共通サービスの効率的な提供、水力発電による電力の販売、原子力発電等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高又は振替高は、原則として原価をベースに設定された社内取引価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート			
売上高							
外部顧客への売上高	110,590	120,810	6,523,501	47,562	6,802,464	—	6,802,464
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,347,837	1,387,969	207,760	390,223	5,333,790	△5,333,790	—
計	3,458,427	1,508,780	6,731,261	437,786	12,136,255	△5,333,790	6,802,464
セグメント利益又は損失(△)	373,760	95,625	350,859	△504,567	315,678	856	316,534
セグメント資産	1,862,650	5,024,974	553,017	6,843,714	14,284,357	△71,679	14,212,677
その他の項目							
減価償却費	168,063	323,172	2,760	130,888	624,884	△636	624,248
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注3)	84,651	200,964	1,117	300,960	587,693	△1,735	585,958

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額856百万円には、セグメント間取引消去854百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額△71,679百万円には、セグメント間取引消去△70,953百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△636百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△1,735百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート			
売上高							
外部顧客への売上高	57,526	181,334	5,776,718	54,349	6,069,928	—	6,069,928
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,394,663	1,504,114	173,476	691,021	4,763,275	△4,763,275	—
計	2,452,189	1,685,448	5,950,195	745,370	10,833,203	△4,763,275	6,069,928
セグメント利益又は損失（△）	333,944	146,127	106,418	△214,735	371,754	476	372,231
セグメント資産	1,728,966	5,083,210	556,795	6,339,951	13,708,923	△49,153	13,659,769
その他の項目							
減価償却費	176,684	320,020	2,821	122,936	622,462	△508	621,953
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注3)	121,032	214,049	976	329,700	665,759	△23	665,735

- (注) 1. セグメント利益又は損失（△）の調整額476百万円は、セグメント間取引消去である。
セグメント資産の調整額△49,153百万円には、セグメント間取引消去△48,410百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△508百万円は、セグメント間取引消去である。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△23百万円は、セグメント間取引消去である。
2. セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

（報告セグメントの変更）

当連結会計年度より、電力システム改革に向けた体制整備のための組織改編に伴い、これまで「パワーグリッド」に区分してきた水力・新エネルギー発電事業を「コーポレート」に移行し、あわせて関係会社のセグメントも変更するなど、報告セグメントの整理方法を変更している。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示している。

（社内取引価格の変更）

セグメント間の内部売上高又は振替高は、原則として原価をベースに設定された社内取引価格に基づいている。

当社は、平成27年7月31日の「託送供給等約款」の認可申請（同年12月18日認可）に伴い、平成28年4月1日から託送料金原価を見直している。これによる影響を早期に報告セグメントの売上高及び利益又は損失に反映し、平成28年4月1日からのホールディングカンパニー制に対応した経営管理をより的確に実施していくため、当連結会計年度の期首から社内取引価格を変更している。

これに伴い、従来の方と比べて、当連結会計年度のセグメント利益が、それぞれ「フュエル&パワー」で20,191百万円増加、「パワーグリッド」で49,536百万円減少、「カスタマーサービス」で6,004百万円増加し、セグメント損失が、「コーポレート」で23,339百万円減少している。

【関連情報】

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	全社・消去	合計
減損損失	44,878	387	219	187,846	—	233,331

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附帯する業務	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	交付資金の受入れ	1,044,300	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	926,079

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構との取引は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附帯する業務	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	交付資金の受入れ	1,212,700	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	755,861

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構との取引は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
1株当たり純資産額	669円60銭	746円59銭
1株当たり当期純利益	281円80銭	87円86銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	91円49銭	28円52銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	2,102,180	2,218,139
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,029,227	1,021,864
(うち優先株式の払込額(百万円))	(1,000,000)	(1,000,000)
(うち非支配株主持分(百万円))	(29,227)	(21,864)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	1,072,952	1,196,275
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	1,602,373	1,602,315

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	451,552	140,783
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	451,552	140,783
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,602,396	1,602,347

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	3,333,333	3,333,333
(うちA種優先株式(千株))	(1,066,666)	(1,066,666)
(うちB種優先株式(千株))	(2,266,666)	(2,266,666)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	持分法適用関連会社である (株)関電工が発行する転換社 債型新株予約権付社債 普通株式 17,256千株

(重要な後発事象)

当社の100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社(以下、「東京電力フュエル&パワー」という)は、平成28年5月23日開催の取締役会において、既存燃料事業(上流・調達)、既存海外火力I P P事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業(以下、「本件事業」という)を会社分割の方法によって、株式会社J E R A(以下、「J E R A」という)に承継させること(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という)を決議し、同日、J E R Aと吸収分割契約を締結した。

本件事業の統合については、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共同支配企業の形成として処理する予定である。

なお、J E R Aは本件吸収分割契約の締結と同時に、中部電力株式会社(以下、「中部電力」という)との間にも別途吸収分割契約を締結している。

(1) 本件吸収分割の目的

当社は、平成27年2月9日、中部電力との間で包括的アライアンスの実施について合意し、両社の燃料調達や上流、輸送、トレーディング等の燃料関連事業ならびに国内外の発電所に関する新規開発・リプレース事業を統合実施する新会社を共同で設立する旨の合弁契約を締結しており、これに基づき、東京電力フュエル&パワーから平成27年4月30日に設立した共同支配企業であるJ E R Aに、本件事業を承継させることとした。

なお、この共同支配企業の形成にあたっては、当社と中部電力との間で共同支配企業となる合弁契約を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。

(2) 本件吸収分割の要旨

イ 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会(東京電力フュエル&パワー)	平成28年5月23日
吸収分割契約承認取締役会(J E R A)	平成28年5月23日
吸収分割契約締結	平成28年5月23日
吸収分割契約承認株主総会(J E R A)	平成28年6月24日
吸収分割効力発生日	平成28年7月1日(予定)

※本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、当社の株主総会による吸収分割契約の承認を得ることなく行う。

ロ 本件吸収分割の方式

東京電力フュエル&パワーを分割会社とし、J E R Aを承継会社とする吸収分割である。

ハ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社であるJ E R Aは、普通株式452,000株を発行し、そのすべてを東京電力フュエル&パワーに対して割当て交付する。

ニ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

東京電力フュエル&パワーは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

ホ 本件吸収分割により増減する資本金

東京電力フュエル&パワーの資本金に変更はない。

ヘ 承継会社が承継する権利義務

J E R Aは、東京電力フュエル&パワーとの間で平成28年5月23日に締結した吸収分割契約の定めに従い、東京電力フュエル&パワーが本件事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割によるJ E R Aへの債務の承継はない。

ト 債務履行の見込み

東京電力フュエル&パワー及びJ E R Aともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における東京電力フュエル&パワー及びJ E R Aの債務の履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 東京電力フュエル&パワーが分割する事業部門の概要

イ 分割する部門の事業内容

既存燃料事業（上流・調達）、既存海外火力 I P P 事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業

ロ 分割する部門の経営成績（平成28年3月期）

本件事業については、平成28年4月1日に東京電力ホールディングス株式会社（旧：東京電力株式会社）より東京電力フュエル&パワー（旧：東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社）に承継された事業であることから、東京電力フュエル&パワーにおける平成28年3月期の売上高はない。

※参考：東京電力ホールディングス株式会社（旧：東京電力株式会社）における、平成28年3月期の本件事業に係る売上高は211億円。

ハ 分割する資産、負債の項目及び金額（平成28年7月1日見込み）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	23百万円	流動負債	933百万円
固定資産	109,422百万円	固定負債	—
合計	109,445百万円	合計	933百万円

（注）平成28年7月1日の見込額を記載しているため、実際に承継する資産の金額は、上記から変動する可能性がある。

(4) 本件吸収分割後の分割会社の状況（平成28年7月1日現在（予定））

	分割会社
(1) 商号	東京電力フュエル&パワー株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐野 敏弘
(4) 事業内容	電気事業 等
(5) 資本金	30,000百万円
(6) 決算期	3月31日

(5) 本件吸収分割後の承継会社の状況（平成28年7月1日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	株式会社 J E R A
(2) 所在地	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 垣見 祐二
(4) 事業内容	燃料事業および国内外発電事業 等
(5) 資本金	5,000百万円
(6) 決算期	3月31日

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
東京電力	普通社債 (内債)	平成7. 5. 29～ 平成27. 1. 30	(438,100) 3,875,987	(541,794) 3,455,609	0.643～ 4.10	一般担保	平成27. 4. 27～ 平成52. 5. 28	
東京電力	普通社債 (外債)	平成22. 3. 24	25,122 300,866 千スイス・フラン	(25,084) 25,084 300,414 千スイス・フラン	2.125	一般担保	平成29. 3. 24	
合計		—	(438,100) 3,901,109	(566,878) 3,480,693	—	—	—	

- (注) 1. () 内は、1年以内に償還が予定されている金額である。
2. 東京電力 普通社債(外債)については、償却原価法に基づいて算定された金額である。
3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
566,878	1,299,811	730,472	380,560	227,722

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,601,439	1,904,889	0.965	平成29. 4. 25～ 平成42. 9. 6
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	17,631	19,339	—	平成29. 4. 4～ 平成43. 3. 31
1年以内に返済予定の長期借入金	321,155	728,031	0.952	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,815	4,494	—	—
短期借入金	189,572	493,237	0.704	—
その他有利子負債				
長期割賦未払金(1年超返済予定)	176	152	—	平成29. 4. 30～ 平成35. 10. 31
割賦未払金(1年以内返済予定)	23	23	—	—
合計	3,134,812	3,150,168	—	—

- (注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。
2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
3. その他有利子負債については、割賦未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
4. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	227,342	410,125	482,154	561,198
リース債務	4,297	3,759	2,752	1,957
その他有利子負債	23	23	23	23

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	625,220	18,595	—	643,815
特定原子力発電施設 (その他)	109,039	8,798	—	117,837
その他	7,077	2,684	△212	9,549

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	1, 551, 601	3, 128, 194	4, 497, 174	6, 069, 928
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	232, 726	326, 521	385, 636	186, 607
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	203, 333	279, 475	338, 281	140, 783
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	126. 90	174. 41	211. 12	87. 86

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△) (円)	126. 90	47. 52	36. 70	△123. 26

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, ※6 11,607,019	※1, ※6 11,129,743
電気事業固定資産	7,221,027	6,922,901
水力発電設備	620,698	442,443
汽力発電設備	1,180,701	1,082,395
原子力発電設備	648,654	726,934
内燃力発電設備	7,850	7,305
新エネルギー等発電設備	12,181	18,632
送電設備	1,831,888	1,766,400
変電設備	719,669	699,710
配電設備	2,076,248	2,054,276
業務設備	122,063	119,758
貸付設備	1,070	5,045
附帯事業固定資産	38,065	36,698
事業外固定資産	1,442	1,630
固定資産仮勘定	714,570	783,116
建設仮勘定	712,701	780,521
除却仮勘定	1,869	2,595
核燃料	783,244	751,682
装荷核燃料	123,541	120,625
加工中等核燃料	659,703	631,056
投資その他の資産	2,848,668	2,633,713
長期投資	100,373	96,285
関係会社長期投資	646,937	644,110
使用済燃料再処理等積立金	961,910	894,547
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	926,079	755,861
長期前払費用	105,126	122,045
前払年金費用	109,486	122,392
貸倒引当金（貸方）	△1,245	△1,530
流動資産	2,120,590	2,059,871
現金及び預金	1,158,521	1,208,462
売掛金	513,804	461,341
諸未収入金	39,709	39,211
貯蔵品	202,663	172,354
前払金	2,631	3,675
前払費用	3,774	5,837
関係会社短期債権	27,100	14,918
雑流動資産	※2 176,938	※2 167,878
貸倒引当金（貸方）	△4,552	△13,807
合計	13,727,610	13,189,615

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	10,028,025	8,521,224
社債	※2,※7 3,463,009	※2,※7 2,913,815
長期借入金	※2,※7 2,578,712	※2,※7 1,895,192
長期未払債務	14,381	47,111
リース債務	660	551
関係会社長期債務	21,899	13,791
退職給付引当金	393,682	356,550
使用済燃料再処理等引当金	995,792	923,725
使用済燃料再処理等準備引当金	70,663	73,489
災害損失引当金	519,850	474,726
原子力損害賠償引当金	1,061,572	837,882
資産除去債務	734,259	761,653
雑固定負債	173,541	222,734
流動負債	2,035,947	2,861,783
1年以内に期限到来の固定負債	※2,※3 772,094	※2,※3,※7 1,331,763
短期借入金	187,500	※2,※7 491,495
買掛金	290,510	230,838
未払金	116,911	117,281
未払費用	308,201	382,854
未払税金	※4 114,561	※4 95,615
預り金	3,509	4,167
関係会社短期債務	207,572	177,665
諸前受金	24,678	24,724
雑流動負債	10,406	5,377
特別法上の引当金	5,692	6,103
原子力発電工事償却準備引当金	5,692	6,103
負債合計	12,069,664	11,389,110
株主資本	1,659,282	1,802,889
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,608	743,606
資本準備金	743,555	743,555
その他資本剰余金	52	50
利益剰余金	△477,699	△334,062
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	△646,808	△503,170
海外投資等損失準備金	369	298
特定災害防止準備金	111	131
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	△1,723,289	△1,579,601
自己株式	△7,601	△7,629
評価・換算差額等	△1,337	△2,385
その他有価証券評価差額金	△1,337	△2,385
純資産合計	1,657,945	1,800,504
合計	13,727,610	13,189,615

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営業収益	6,633,706	5,896,978
電気事業営業収益	6,497,627	5,791,368
電灯料	2,541,583	2,295,394
電力料	3,466,257	2,941,705
地帯間販売電力料	144,114	122,640
他社販売電力料	85,348	59,589
託送収益	72,440	98,612
事業者間精算収益	346	347
再エネ特措法交付金	129,483	214,630
電気事業雑収益	57,241	57,552
貸付設備収益	813	894
附帯事業営業収益	136,078	105,610
エネルギー設備サービス事業営業収益	2,475	2,956
不動産賃貸事業営業収益	7,210	7,378
ガス供給事業営業収益	121,988	90,670
その他附帯事業営業収益	4,404	4,605
営業費用	6,354,796	5,556,234
電気事業営業費用	6,233,725	5,469,764
水力発電費	75,598	79,210
汽力発電費	2,951,513	2,006,712
原子力発電費	548,661	606,312
内燃力発電費	15,190	10,472
新エネルギー等発電費	1,152	1,720
地帯間購入電力料	203,782	189,988
他社購入電力料	799,658	787,073
送電費	331,463	324,840
変電費	132,041	169,602
配電費	490,624	418,522
販売費	144,238	155,918
貸付設備費	721	749
一般管理費	202,320	226,450
再エネ特措法納付金	164,206	331,239
電源開発促進税	103,294	101,802
事業税	69,382	59,385
電力費振替勘定（貸方）	△124	△237
附帯事業営業費用	121,071	86,469
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,595	1,750
不動産賃貸事業営業費用	3,352	3,591
ガス供給事業営業費用	112,671	78,184
その他附帯事業営業費用	3,450	2,943
営業利益	278,910	340,744

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営業外収益	※1 43,771	※1 102,211
財務収益	32,383	80,015
受取配当金	15,383	63,084
受取利息	17,000	16,931
事業外収益	11,387	22,195
固定資産売却益	—	3,986
雑収益	11,387	18,208
営業外費用	155,319	115,452
財務費用	99,047	87,260
支払利息	99,009	87,252
株式交付費	0	0
社債発行費	37	7
事業外費用	56,271	28,192
固定資産売却損	99	405
為替差損	35,604	—
雑損失	20,567	27,787
当期経常収益合計	6,677,477	5,999,190
当期経常費用合計	6,510,115	5,671,686
当期経常利益	167,362	327,503
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	511	411
原子力発電工事償却準備金引当	511	411
特別利益	883,655	760,819
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※2 868,535	※2 699,767
固定資産売却益	※3 15,120	—
退職給付制度改定益	—	61,051
特別損失	616,258	911,519
原子力損害賠償費	※2 595,940	※2 678,661
使用済燃料中間貯蔵関連損失	※4 20,318	—
減損損失	—	※5 232,857
税引前当期純利益	434,247	176,391
法人税、住民税及び事業税	7,233	32,754
法人税等合計	7,233	32,754
当期純利益	427,013	143,637

【電気事業営業費用明細表】

前事業年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

区分	水力 発電費 (百万円)	火力 発電費 (百万円)	原子力 発電費 (百万円)	内燃力 発電費 (百万円)	新エネ ルギー 等発電 費 (百万円)	地帯間 購入 電力料 (百万円)	他社 購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付 設備費 (百万円)	一般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	327	—	327
給料手当	7,996	17,770	54,643	402	9	—	—	20,099	18,537	45,473	53,993	—	41,455	—	260,381
給料手当振替額(貸方)	△59	△80	△49	△1	—	—	—	△458	△420	△76	△89	—	△368	—	△1,603
建設費への振替額(貸方)	△56	△65	△49	—	—	—	—	△443	△415	△70	△80	—	△106	—	△1,287
その他への振替額(貸方)	△3	△14	—	—	—	—	—	△15	△5	△5	△9	—	△261	—	△315
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,270	—	27,270
厚生費	1,275	2,988	8,606	66	1	—	—	3,165	2,931	7,157	8,513	—	10,109	—	44,814
法定厚生費	1,133	2,471	7,496	57	1	—	—	2,797	2,596	6,339	7,469	—	6,316	—	36,679
一般厚生費	142	517	1,109	8	—	—	—	367	334	818	1,043	—	3,792	—	8,134
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,307	—	—	—	16,307
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,886	—	—	—	2,886
雑給	118	116	2,058	27	20	—	—	130	191	723	315	—	996	—	4,698
燃料費	—	2,647,144	—	3,836	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,650,980
石炭費	—	83,976	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	83,976
燃料油費	—	232,187	—	3,836	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	236,023
ガス費	—	2,328,711	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,328,711
助燃費及び蒸気料	—	1,857	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,857
運炭費及び運搬費	—	412	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	412
使用済燃料再処理等費	—	—	47,318	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47,318
使用済燃料再処理等 発電費	—	—	16,757	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,757
使用済燃料再処理等 既発電費	—	—	30,560	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,560
使用済燃料再処理等準 備費	—	—	2,717	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,717
使用済燃料再処理等 発電準備費	—	—	2,717	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,717
廃棄物処理費	—	8,464	6,345	3	41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,855
消耗品費	158	2,009	8,926	44	3	—	—	334	610	1,069	2,315	—	4,999	—	20,472
修繕費	9,830	70,041	49,264	1,375	167	—	—	23,702	14,275	205,005	—	261	4,356	—	378,280
水利使用料	4,013	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,013
補償費	167	2,720	※ 176	—	—	—	—	397	17	288	29	12	67	—	3,877
賃借料	433	5,395	7,039	2	1	—	—	38,076	11,304	38,212	—	10	31,737	—	132,214
託送料	—	—	—	—	—	—	—	19,594	—	—	—	—	—	—	19,594
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	3,774	—	—	—	—	—	—	3,774
委託費	2,718	8,402	116,597	294	36	—	—	7,325	5,507	30,555	47,245	3	32,851	—	251,538
損害保険料	—	738	805	2	—	—	—	918	430	737	—	—	38	—	3,671
原賠・廃炉等支援機構 負担金	—	—	116,740	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	116,740
原賠・廃炉等支援機 構一般負担金	—	—	56,740	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56,740
原賠・廃炉等支援機 構特別負担金	—	—	60,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,000
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,352	—	658	—	3,010
養成費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,357	—	2,357
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,589	—	14,589
諸費	455	2,002	10,376	35	4	—	—	937	264	2,128	6,626	—	17,054	—	39,886
電気料貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,087	—	—	—	2,087
諸税	9,091	19,075	14,837	779	193	—	—	21,666	12,135	30,173	1,654	27	4,289	—	113,924
固定資産税	9,082	18,352	12,895	779	180	—	—	21,507	11,303	30,153	—	24	2,295	—	106,574
雑税	8	722	1,941	—	13	—	—	159	831	19	1,654	3	1,994	—	7,349
減価償却費	36,050	161,201	75,614	975	573	—	—	152,611	58,423	110,327	—	405	9,401	—	605,586
普通償却費	35,574	158,110	75,614	975	573	—	—	152,611	58,423	110,253	—	405	9,401	—	601,945
特別償却費	—	16	—	—	—	—	—	—	—	73	—	—	—	—	90
試運転償却費	476	3,074	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,551
固定資産除却費	2,598	2,396	5,470	7,345	98	—	—	38,374	7,832	18,825	—	—	1,376	—	84,319
除却損	1,931	1,034	3,543	6,361	5	—	—	4,285	4,715	3,614	—	—	948	—	26,440
除却費用	667	1,362	1,926	983	93	—	—	34,088	3,117	15,211	—	—	428	—	57,878
原子力発電施設解体費	—	—	21,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,141
共有設備費等分担額	761	1,193	30	—	—	—	—	811	—	21	—	—	—	—	2,818
共有設備費等分担額(貸方)	△12	△3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△16
地帯間購入電源費	—	—	—	—	—	200,999	—	—	—	—	—	—	—	—	200,999
地帯間購入送電費	—	—	—	—	—	2,560	—	—	—	—	—	—	—	—	2,560
融通使用済燃料再処理 等準備費	—	—	—	—	—	223	—	—	—	—	—	—	—	—	223
他社購入電源費	—	—	—	—	—	—	799,182	—	—	—	—	—	—	—	799,182
新エネルギー等電源 費	—	—	—	—	—	—	209,385	—	—	—	—	—	—	—	209,385
その他の電源費	—	—	—	—	—	—	589,796	—	—	—	—	—	—	—	589,796
他社購入送電費	—	—	—	—	—	—	521	—	—	—	—	—	—	—	521
卸使用済燃料再処理等 準備費	—	—	—	—	—	—	△45	—	—	—	—	—	—	—	△45
建設分担関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△671	—	△671
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)	—	△64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△577	—	△641
再エネ特措法納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	164,206	164,206
電源開発促進税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103,294	103,294
事業税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69,382	69,382
電力費振替勘定(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△124	△124
合計	75,598	2,951,513	548,661	15,190	1,152	203,782	799,658	331,463	132,041	490,624	144,238	721	202,320	336,758	6,233,725

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額23,983百万円が含まれている。
2. 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額46,207百万円が含まれている。
3. 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額2,717百万円が含まれている。
4. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち同法第7条第1項に規定する賠償措置額68,926百万円及びその受入補償金△68,926百万円が含まれている。
5. 「特別償却費」は、「被災代替資産等」について、租税特別措置法上の償却限度額を計上している。

【電気事業営業費用明細表】

当事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

区分	水力 発電費 (百万円)	火力 発電費 (百万円)	原子力 発電費 (百万円)	内燃力 発電費 (百万円)	新エネ ルギー 等発電 費 (百万円)	地帯間 購入 電力料 (百万円)	他社 購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付 設備費 (百万円)	一般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	434	—	434
給料手当	8,018	17,866	55,429	405	10	—	—	19,722	17,947	45,469	53,174	—	40,265	—	258,308
給料手当振替額(貸方)	△51	△134	△33	△2	△1	—	—	△366	△446	△60	△165	—	△318	—	△1,578
建設費への振替額(貸方)	△49	△84	△33	△1	△1	—	—	△362	△444	△52	△139	—	△93	—	△1,263
その他への振替額(貸方)	△1	△49	—	—	—	—	—	△3	△1	△8	△25	—	△224	—	△315
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,326	—	43,326
厚生費	1,171	2,839	9,191	62	1	—	—	3,036	2,734	6,904	8,027	—	9,853	—	43,822
法定厚生費	1,039	2,364	7,341	55	1	—	—	2,690	2,448	6,138	7,077	—	6,045	—	35,203
一般厚生費	131	474	1,849	6	—	—	—	345	286	765	950	—	3,808	—	8,618
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,273	—	—	—	16,273
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,632	—	—	—	2,632
雑給	101	145	3,493	54	32	—	—	87	142	618	311	—	1,116	—	6,106
燃料費	—	1,612,657	—	2,775	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,615,433
石炭費	—	84,979	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84,979
燃料油費	—	144,404	—	2,775	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	147,180
ガス費	—	1,381,369	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,381,369
助燃費及び蒸気料	—	1,481	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,481
運炭費及び運搬費	—	422	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	422
使用済燃料再処理等費	—	—	36,724	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,724
使用済燃料再処理等 発電費	—	—	6,163	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,163
使用済燃料再処理等 既発電費	—	—	30,560	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,560
使用済燃料再処理等準 備費	—	—	2,826	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,826
使用済燃料再処理等 発電準備費	—	—	2,826	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,826
廃棄物処理費	—	14,421	7,213	2	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,675
消耗品費	157	2,075	8,986	42	4	—	—	430	521	1,016	2,845	—	3,104	—	19,183
修繕費	13,707	78,862	73,856	1,442	155	—	—	27,482	44,224	145,700	—	165	4,372	—	389,969
水利使用料	3,953	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,953
補償費	384	2,285	※ 130	—	—	—	—	418	16	268	21	6	28	—	3,560
賃借料	433	4,865	6,844	2	6	—	—	38,268	12,414	33,439	—	10	31,725	—	128,011
託送料	—	—	—	—	—	—	—	20,905	—	—	—	—	—	—	20,905
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	5,857	—	—	—	—	—	—	5,857
委託費	4,071	11,253	133,504	314	59	—	—	21,436	14,756	21,914	57,869	10	38,023	—	303,214
損害保険料	—	771	798	2	—	—	—	901	421	726	—	—	33	—	3,655
原子力損害賠償資金補 助法負担金	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
原賠・廃炉等支援機構 負担金	—	—	126,740	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	126,740
原賠・廃炉等支援機 構一般負担金	—	—	56,740	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56,740
原賠・廃炉等支援機 構特別負担金	—	—	70,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,000
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,172	—	1,437	—	4,610
養成費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,229	—	3,229
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,112	—	18,112
諸費	360	63,449	10,506	45	48	—	—	1,145	270	2,607	6,679	—	19,443	—	104,555
電気料貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,729	—	—	—	3,729
諸税	9,125	20,004	16,806	178	176	—	—	21,323	11,881	29,595	1,346	10	4,034	—	114,484
固定資産税	9,117	19,263	12,895	178	163	—	—	21,156	11,121	29,575	—	9	2,245	—	105,727
雑税	8	740	3,911	—	13	—	—	167	759	20	1,346	—	1,788	—	8,756
減価償却費	34,507	169,132	78,171	1,547	1,179	—	—	148,095	54,861	107,030	—	545	8,703	—	603,775
普通償却費	34,507	147,852	78,171	1,547	1,070	—	—	148,095	54,861	107,029	—	545	8,703	—	582,383
特別償却費	—	15,083	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	15,085
試運転償却費	—	6,196	—	—	109	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,306
固定資産除却費	2,520	5,385	12,144	3,597	9	—	—	15,219	9,853	23,269	—	—	1,441	—	73,442
除却損	702	3,737	4,577	20	7	—	—	5,021	5,195	5,518	—	—	731	—	25,513
除却費用	1,817	1,647	7,567	3,577	1	—	—	10,198	4,658	17,751	—	—	709	—	47,929
原子力発電施設解体費	—	—	22,914	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,914
共有設備費等分担額	758	914	41	—	—	—	—	874	—	21	—	—	—	—	2,612
共有設備費等分担額(貸方)	△9	△7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△17
地帯間購入電源費	—	—	—	—	—	187,064	—	—	—	—	—	—	—	—	187,064
地帯間購入送電費	—	—	—	—	—	2,691	—	—	—	—	—	—	—	—	2,691
融通使用済燃料再処理 等準備費	—	—	—	—	—	232	—	—	—	—	—	—	—	—	232
他社購入電源費	—	—	—	—	—	—	786,403	—	—	—	—	—	—	—	786,403
新エネルギー等電源 費	—	—	—	—	—	—	308,205	—	—	—	—	—	—	—	308,205
その他の電源費	—	—	—	—	—	—	478,197	—	—	—	—	—	—	—	478,197
他社購入送電費	—	—	—	—	—	—	526	—	—	—	—	—	—	—	526
卸使用済燃料再処理等 準備費	—	—	—	—	—	—	143	—	—	—	—	—	—	—	143
建設分関連連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△1,334	—	△1,334
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)	—	△74	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△583	—	△657
再エネ特措法納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	331,239	331,239
電源開発促進税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	101,802	101,802
事業税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59,385	59,385
電力費振替勘定(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△237	△237
合計	79,210	2,006,712	606,312	10,472	1,720	189,988	787,073	324,840	169,602	418,522	155,918	749	226,450	492,189	5,469,764

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額40,114百万円が含まれている。
2. 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額36,661百万円が含まれている。
3. 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額2,826百万円が含まれている。
4. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金342,714百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△342,714百万円が含まれている。
5. 「特別償却費」は、「エネルギー環境負荷低減推進設備等」及び「被災代替資産等」について、租税特別措置法上の償却限度額を計上している。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					海外投資等 損失準備金	特定災害防 止準備金	別途積立金	繰越利益剰 余金
当期首残高	1,400,975	743,555	60	169,108	359	94	1,076,000	△2,150,276
当期変動額								
海外投資等損失準備金の積立	－	－	－	－	10	－	－	△10
海外投資等損失準備金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	－
特定災害防止準備金の積立	－	－	－	－	－	16	－	△16
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	427,013
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	△7	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△7	－	10	16	－	426,987
当期末残高	1,400,975	743,555	52	169,108	369	111	1,076,000	△1,723,289

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	△7,589	1,232,289	△2,276	1,230,012
当期変動額				
海外投資等損失準備金の積立	—	—	—	—
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—	—
特定災害防止準備金の積立	—	—	—	—
当期純利益	—	427,013	—	427,013
自己株式の取得	△21	△21	—	△21
自己株式の処分	9	1	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	938	938
当期変動額合計	△12	426,993	938	427,932
当期末残高	△7,601	1,659,282	△1,337	1,657,945

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1, 400, 975	743, 555	52	169, 108	369	111	1, 076, 000	△1, 723, 289
当期変動額								
海外投資等損失準備金の積立	－	－	－	－	3	－	－	△3
海外投資等損失準備金の取崩	－	－	－	－	△73	－	－	73
特定災害防止準備金の積立	－	－	－	－	－	20	－	△20
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	143, 637
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	△2	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△2	－	△70	20	－	143, 687
当期末残高	1, 400, 975	743, 555	50	169, 108	298	131	1, 076, 000	△1, 579, 601

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	△7,601	1,659,282	△1,337	1,657,945
当期変動額				
海外投資等損失準備金の積立	—	—	—	—
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—	—
特定災害防止準備金の積立	—	—	—	—
当期純利益	—	143,637	—	143,637
自己株式の取得	△31	△31	—	△31
自己株式の処分	3	0	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△1,048	△1,048
当期変動額合計	△28	143,607	△1,048	142,559
当期末残高	△7,629	1,802,889	△2,385	1,800,504

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうち其他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度（平成17年度）以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数（36年）とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、8. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 当事業年度から費用処理している。

(3) 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率0.6%（前事業年度は1.5%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当事業年度末の未認識数理計算上の差異（464,269百万円（前事業年度は345,611百万円））については、翌事業年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

(4) 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、福島第一原子力発電所の廃止時の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

(5) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。現 東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ 以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成27年6月12日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・災害損失引当金残高の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	24,078百万円	15,040百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	495,772	459,686
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	370,128	337,413
② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,232	5,441
③ 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	117,504	116,017
④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	2,610	541
⑤ その他	296	271
計	519,850	474,726

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(6) 原子力損害賠償引当金

前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

平成27年3月31日、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令。平成27年1月1日より一部適用）が公布され、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金については、資金援助の申請時に未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上せず、同未収金相当額を原子力損害賠償引当金の見積額から控除する旨の改正が行われた。

これにより、平成27年3月26日に機構法の規定に基づく資金援助の申請を実施している除染費用等に対応する資金交付金の未収金相当額278,908百万円については原子力損害賠償引当金に計上していない。なお、この変更は会計規則の定めにより遡及適用は行わない。また、この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はないが、当事業年度末時点の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金は、それぞれ278,908百万円減少している。

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金769,724百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

(7) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- イ ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- ロ ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 電気事業に係る外貨建支払予定額の一部
- ハ ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額
- ニ ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

8. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度に区分掲記していた為替差損益（「為替差損」35,604百万円）は、当事業年度においては金額的重要性が低いため、「雑収益」に「為替差益」7,737百万円を含めて記載している。

(追加情報)

- 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産
原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、285,849百万円（前事業年度は198,843百万円）である。

- 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

当社は、平成28年4月1日付けで、当社の燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を会社分割の方法により東京電力フュエル&パワー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）へ承継させ、ホールディングカンパニー制へ移行するとともに、商号を東京電力ホールディングス株式会社に変更した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

(平成28年4月1日現在)

① 東京電力フュエル&パワー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,441,116百万円	固定負債	74,020百万円
流動資産	207,738百万円	流動負債	181,493百万円
合計	1,648,854百万円	合計	255,513百万円

② 東京電力パワーグリッド株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	4,903,793百万円	固定負債	364,911百万円
流動資産	374,235百万円	流動負債	179,482百万円
合計	5,278,028百万円	合計	544,393百万円

③ 東京電力エナジーパートナー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	81,656百万円	固定負債	47,291百万円
流動資産	554,102百万円	流動負債	173,896百万円
合計	635,758百万円	合計	221,187百万円

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
電気事業固定資産	374,352百万円	387,596百万円
水力発電設備	10,057	10,242
汽力発電設備	53,907	53,851
原子力発電設備	7,382	9,381
内燃力発電設備	85	85
新エネルギー等発電設備	4,946	4,946
送電設備	173,560	179,314
変電設備	49,518	49,835
配電設備	53,656	58,571
業務設備	20,846	20,978
貸付設備	389	388
附帯事業固定資産	399	392
事業外固定資産	749	773
計	375,501	388,762

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	3,901,109百万円	3,480,693百万円
うち内債	3,875,987	3,455,609
外債	25,122	25,084
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む。)	753,269	913,269

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
雑流動資産	120,000百万円	120,000百万円

3. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
社債	438,100百万円	566,878百万円
長期借入金	309,059	722,470
長期未払債務	2,206	19,553
リース債務	211	144
雑固定負債	22,517	22,715

4. 未払税金の内訳

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
法人税、地方法人税及び住民税	9,891百万円	20,047百万円
電源開発促進税	8,783	8,859
事業税	36,129	25,547
消費税等	57,786	39,176
その他	1,970	1,984

5. 偶発債務

(1) 保証債務

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に 対する保証債務		
日本原燃(株)	130,796百万円	109,557百万円
森ヶ崎エナジーサービス(株)	61	44
東京ティモール・シー・リソーシズ (米) 社	552	—
テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社	3,071	1,919
トウキョウ・エレクトリック・パワ ー・カンパニー・インターナシヨナ ル・パイトン I 社	1,723	—
リサイクル燃料貯蔵(株)	5,004	3,735
ティームエナジー社	8,252	7,483
エスケーゼット・ユー社	949	778
ロ 日本原燃(株)が発行している社債に対す る保証債務	8,226	2,742
ハ アイティーエム・オーアンドエム社の アラビアン・パワー社との運転保守契約 の履行に対する保証債務	720	675
ニ ティーム・スアル社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務	1,802	1,689
ホ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務	1,297	1,216
ヘ トウキョウ・エレクトリック・パワ ー・カンパニー・インターナショナル・ パイトン I 社の金融機関との金利スワッ プ契約の履行に対する保証債務	1,759	—
ト アイピーエム・オペレーション・アン ド・メンテナンス・インドネシア社のパ イトン・エナジー社との運転保守契約の 履行に対する保証債務	803	753
チ 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務	191,022	174,924
計	356,043	305,520

(2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前事業年度（平成27年3月31日）及び当事業年度（平成28年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

6. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
エネルギー設備サービス事業		
専用固定資産	3,015百万円	2,177百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	16	—
計	3,032	2,177
不動産賃貸事業		
専用固定資産	32,291百万円	32,052百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	3,694	3,566
計	35,986	35,618
ガス供給事業		
専用固定資産	2,380百万円	2,124百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	5,374	5,148
計	7,755	7,273

7. 財務制限条項

前事業年度（平成27年3月31日）

当社の社債（1,255,887百万円）及び長期借入金（321,764百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当事業年度（平成28年3月31日）

当社の社債（1,073,615百万円）、長期借入金（21,764百万円）、1年以内に期限到来の固定負債（499,994百万円）及び短期借入金（279,995百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

1. 関係会社に係る受取配当金

前事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
11,613百万円	54,105百万円

2. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額6,146,320百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）278,908百万円を控除した金額5,678,485百万円と前事業年度の見積額との差額595,940百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成27年3月26日に同日時点での要賠償額の見通し額6,125,214百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金278,908百万円を控除した金額5,657,379百万円と、平成25年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額4,788,844百万円との差額868,535百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額7,658,513百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と前事業年度の見積額との差額678,661百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年3月18日に同日時点での要賠償額の見通し額7,658,513百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と、平成27年3月26日申請時の金額との差額699,767百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

3. 固定資産売却益の内容

	前事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
土地	15,091百万円	－百万円
その他	28	－
計	15,120	－

4. 使用済燃料中間貯蔵関連損失の内容

前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

原子力発電所から発生する使用済燃料の中間貯蔵契約に関連し、貯蔵容器のうちの一部について、調達を取り止めることを決定したことに伴う損失を計上している。

5. 減損損失の内容

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産

ホールディングカンパニー制移行後の事業運営体制や電力取引契約などに基づき、以下のとおりグルーピングを区分している。

会社分割によるホールディングカンパニー制移行後の区分	電気事業（固定資産）の種類	グルーピングの区分
東京電力ホールディングス株式会社 (分割会社)	原子力・水力・新エネルギー発電事業	発電所または発電種別単位
	上記を除く電気事業	主として社内カンパニー単位
東京電力フュエル&パワー株式会社 (承継会社)	燃料・火力発電事業	主として発電所の号機単位
東京電力パワーグリッド株式会社 (承継会社)	一般送配電事業	電気事業固定資産一括
東京電力エナジーパートナー株式会社 (承継会社)	小売電気事業	電気事業固定資産一括

ロ 附帯事業に使用している固定資産

原則として事業ごと、地点ごとに1つの資産グループとしている。

ハ イ及びロ以外の固定資産

原則として個別の資産ごととしている。

(追加情報)

・資産のグルーピングの見直し

資産のグルーピングの方法のうち、イ 電気事業に使用している固定資産については、これまで発電から販売までのすべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、原則として全体を1つの資産グループとしてきた。

しかし、電力システム改革によるライセンス制の導入に合わせたホールディングカンパニー制への移行に伴い、燃料・火力発電事業、一般送配電事業、小売電気事業が各承継会社に承継となるなど、従来の事業構造に変化が生じること、また、これを踏まえた事業計画の見直しにより、電力取引契約が締結されるなど、キャッシュ・フローの生成単位が変更となることから、当事業年度からグルーピングを見直した。これにより、従来の方法に比べ、税引前当期純利益は232,470百万円減少している。

なお、ロ 附帯事業に使用している固定資産及び、ハ イ及びロ以外の固定資産のグルーピングについての変更はない。

(2) 減損損失の金額、認識した資産または資産グループ

イ 電気事業に使用している固定資産 232,470百万円

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
水力発電事業固定資産 ※1	群馬県、長野県	土地、建物、構築物、機械装置他	187,629
火力発電事業固定資産 ※2	東京都、神奈川県、千葉県、 茨城県、福島県	土地、建物、構築物、機械装置他	44,841

※1 平成28年4月から長期計画停止となる安曇水力発電所4・6号機、矢木沢水力発電所2号機、並びに神流川水力発電所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上した。このうち、神流川水力発電所の減損損失は以下の通り。

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
神流川水力発電所	群馬県多野郡上野村、 長野県南佐久郡南相木村	土地、建物、構築物、機械装置他	186,871

※2 平成28年4月から長期計画停止となる五井火力発電所1～6号機、横浜火力発電所5・6号機、大井火力発電所1～3号機、広野火力発電所1号機、既に長期計画停止となっている横須賀火力発電所、鹿島火力発電所1～4号機、並びに一部の火力発電所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上した。

ロ 附帯事業に使用している固定資産 10百万円
ハ イ及びロ以外の固定資産 376百万円
合 計 232,857百万円

(3) 減損損失の認識に至った経緯

事業計画に基づく今後の運転計画や電力取引契約の締結状況等により、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上した。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社資本コストに基づいた割引率により算定している。正味売却価額は、売却見込額等合理的な見積りにより算定しているが、売却等が困難な場合は零円としている。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度（平成27年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	12,307	84,278	71,971
合計	12,307	84,278	71,971

当事業年度（平成28年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	12,307	93,200	80,892
合計	12,307	93,200	80,892

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	174,653	176,593
関連会社株式	365,653	364,706

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	306,263百万円	236,478百万円
減価償却費損金算入限度超過額	104,910	171,199
災害損失引当金	149,976	132,923
資産除去債務	131,524	130,633
退職給付引当金	113,577	99,834
送電線路に係る地役権償却額	50,280	53,570
その他	315,723	273,663
繰延税金資産 小計	1,172,257	1,098,302
評価性引当額	△855,774	△832,086
繰延税金資産 合計	316,483	266,215
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△267,173	△213,455
その他	△49,309	△52,760
繰延税金負債 合計	△316,483	△266,215
繰延税金資産 純額	—	—

(注) 前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めて表示していた「送電線路に係る地役権償却額」は、金額的重要性が高いため区分掲記し、区分掲記していた「繰越欠損金」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組み替えを行っている。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「その他」259,669百万円、「繰越欠損金」106,334百万円は、「送電線路に係る地役権償却額」50,280百万円、「その他」315,723百万円として組み替えている。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	30.8%	28.9%
(調整)		
評価性引当額増減	△27.5	0.9
永久に益金に算入されない項目	△0.8	△10.0
その他	△0.7	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.7	18.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の28.9%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については28.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.0%となる。この税率変更による財務諸表への影響はない。

④【附属明細表】

【（その１）固定資産期中増減明細表】

平成27年４月１日から平成28年３月31日まで

区 分 科 目	期首残高				期中増減額						期末残高				期末残高 のうち 土地の 帳簿原価 (再掲) (百万円)	摘要
	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)	帳簿 原価 増加額 (百万円)	工事費 負担金 等 増加額 (百万円)	減価償 却累計 額 増加額 (百万円)	帳簿 原価 減少額 (百万円)	工事費 負担金 等 減少額 (百万円)	減価償 却累計 額 減少額 (百万円)	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)		
電気事業 固定資産	30,470,735	374,352	22,875,355	7,221,027	573,843	14,914	612,974	504,172 (208,151)	1,670	258,421	30,540,406	387,596	23,229,908	6,922,901	651,228	(注)
水力 発電設備	1,838,937	10,057	1,208,180	620,698	20,893	185	34,900	167,605 (163,309)	—	3,542	1,692,224	10,242	1,239,539	442,443	10,690	(注)
汽力 発電設備	6,260,844	53,907	5,026,234	1,180,701	110,888	—	160,721	106,576 (44,489)	55	58,046	6,265,156	53,851	5,128,909	1,082,395	196,041	(注)
原子力 発電設備	5,311,106	7,382	4,655,069	648,654	164,521	2,001	79,136	25,984	2	20,877	5,449,643	9,381	4,713,328	726,934	22,894	(注)
内燃力 発電設備	42,183	85	34,247	7,850	1,381	—	1,548	1,121 (351)	—	742	42,444	85	35,053	7,305	1,192	(注)
新エネル ギー等 発電設備	22,581	4,946	5,452	12,181	7,642	—	1,184	90	—	82	30,133	4,946	6,554	18,632	8,745	
送電設備	7,518,705	173,560	5,513,256	1,831,888	96,109	6,986	148,435	61,262	1,233	53,853	7,553,552	179,314	5,607,838	1,766,400	172,677	
変電設備	3,400,517	49,518	2,631,329	719,669	42,066	412	55,034	60,957	95	54,283	3,381,627	49,835	2,632,080	699,710	182,563	
配電設備	5,615,562	53,656	3,485,656	2,076,248	103,281	5,143	108,597	64,080	228	52,339	5,654,762	58,571	3,541,914	2,054,276	3,098	
業務設備	449,244	20,846	306,334	122,063	8,555	185	8,888	16,490	53	14,651	441,309	20,978	300,572	119,758	50,227	
貸付設備	11,051	389	9,592	1,070	18,503	—	14,528	3	—	2	29,551	388	24,118	5,045	3,098	
附帯事業 固定資産	97,192	399	58,727	38,065	2,212	—	3,043	2,016 (10)	6	1,473	97,389	392	60,297	36,698	12,224	(注)
事業外 固定資産	14,074	749	11,882	1,442	1,240	30	866	897 (100)	6	735	14,417	773	12,013	1,630	1,587	(注)
固定資産 仮勘定	714,570	—	—	714,570	687,613	—	9,418	609,648 (24,596)	—	—	792,535	—	9,418	783,116	—	(注)
建設 仮勘定	712,701	—	—	712,701	656,892	—	9,418	579,652 (24,596)	—	—	789,940	—	9,418	780,521	—	(注)
除却 仮勘定	1,869	—	—	1,869	30,721	—	—	29,995	—	—	2,595	—	—	2,595	—	
区 分 科 目	期首残高 (百万円)				期中増減額						期末残高 (百万円)				摘要	
					増加額 (百万円)		減少額 (百万円)									
核燃料	783,244				19,831		51,394				751,682					
装荷 核燃料	123,541				—		2,915				120,625					
加工中等 核燃料	659,703				19,831		48,478				631,056					
長期前払 費用	105,126				73,662		56,743				122,045					

- (注) 1 「工事費負担金等増加額」には、法人税法第45条による工事費負担金、法人税法第47条による保険金等、租税特別措置法第64条による収用補償金等の圧縮額が含まれている。
- 2 原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価（再掲）：65,233百万円。
- 3 「期中増減額」の「帳簿原価減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額である。

【（その２）固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）】

平成27年４月１日から平成28年３月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
ダム使用权	3,601	—	—	2,683	917	
水利権	12,590	—	2,722 (2,722)	8,915	952	(注)
商標権	6	66	—	8	64	
電気ガス供給施設利用権	30,104	413	48	22,116	8,352	
水道施設利用権	1,587	5	2	648	942	
工業用水道施設利用権	11,547	—	3	9,795	1,748	
電気通信施設利用権	214	55	1	32	236	
電圧変更補償費	43	—	16	12	13	
諸施設利用権	114,147	5,271	12,030	63,061	44,325	
電話加入権	339	—	—	—	339	
地上権	18,650	68	1	—	18,717	
地役権	270,499	643	654	191,136	79,352 (79,214)	(注)
土地賃借権	8,358	5	8	—	8,355	
排出クレジット	—	15	15	—	—	
合計	471,690	6,545	15,505	298,411	164,319	

(注) 1 「取得価額」の「期中減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

2 「期末残高」欄の()内は内書きで、減価償却対象分の残高である。

【（その３）減価償却費等明細表】

平成27年４月１日から平成28年３月31日まで

区分		期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]	
電	有	建物	1,805,659	34,615	1,453,610	352,049	80.5
		水力発電設備	67,426	913	55,880	11,546	82.9
		汽力発電設備	374,817	8,963	307,836	66,980	82.1
		原子力発電設備	621,833	11,177	526,030	95,803	84.6
		内燃力発電設備	8,685	159	6,668	2,017	76.8
		新エネルギー等発電設備	231	5	172	59	74.5
		送電設備	46,185	964	34,013	12,171	73.6
		変電設備	394,734	6,693	303,825	90,908	77.0
		配電設備	17,522	284	13,964	3,558	79.7
		業務設備	271,146	5,366	202,992	68,153	74.9
その他の設備	3,075	87	2,225	849	72.4		
気	有	構築物	12,875,736	244,006	9,208,763	3,666,972	71.5
		水力発電設備	930,653	18,275	607,080	323,573	65.2
		汽力発電設備	546,030	10,552	392,946	153,084	72.0
		原子力発電設備	327,915	8,453	192,748	135,167	58.8
		新エネルギー等発電設備	1,379	17	1,254	124	91.0
		送電設備	6,277,375	107,861	4,893,131	1,384,244	77.9
		配電設備	4,792,049	98,837	3,121,406	1,670,643	65.1
		その他の設備	331	8	196	134	59.3
		機械装置	14,188,847	278,779	12,134,443	2,054,403	85.5
		水力発電設備	658,020	14,566	562,502	95,517	85.5
事	固	汽力発電設備	5,069,412	139,255	4,396,971	672,440	86.7
		原子力発電設備	4,306,217	50,619	3,937,117	369,099	91.4
		内燃力発電設備	32,474	1,387	28,343	4,131	87.3
		新エネルギー等発電設備	14,761	1,156	5,113	9,648	34.6
		送電設備	500,414	15,234	411,606	88,808	82.3
		変電設備	2,751,546	47,738	2,316,453	435,092	84.2
		配電設備	751,111	6,083	383,413	367,697	51.0
		業務設備	82,323	2,289	71,315	11,008	86.6
		その他の設備	22,565	448	21,607	957	95.8
		備品	165,118	8,266	127,547	37,570	77.2
業	定	水力発電設備	2,558	34	2,450	108	95.8
		汽力発電設備	14,472	271	13,758	713	95.1
		原子力発電設備	78,835	5,261	49,743	29,092	63.1
		内燃力発電設備	44	—	41	2	93.9
		新エネルギー等発電設備	15	—	14	1	91.5
		送電設備	6,480	110	6,121	359	94.5
		変電設備	13,260	464	11,756	1,503	88.7
		配電設備	20,034	1,107	17,588	2,446	87.8
		業務設備	29,323	1,014	25,985	3,337	88.6
		その他の設備	93	1	88	5	94.3
固	定	リース資産	16,391	2,647	7,288	9,102	44.5
		汽力発電設備	10	1	3	6	34.5
		原子力発電設備	15,734	2,551	7,038	8,695	44.7
		送電設備	3	—	2	—	73.9
		変電設備	—	—	—	—	96.7
		配電設備	78	19	55	22	71.1
		業務設備	564	74	187	376	33.3
		計	29,051,752	568,316	22,931,653	6,120,099	78.9
		ダム使用权	3,601	68	2,683	917	74.5
		水利権	9,868	629	8,915	952	90.3
産	固	商標権	73	2	8	64	11.9
		電気ガス供給施設利用権	30,462	2,002	22,111	8,350	72.6
		水道施設利用権	1,589	107	647	942	40.7
		工業用水道施設利用権	11,543	762	9,795	1,748	84.9
		電気通信施設利用権	268	12	32	236	12.1
		電圧変更補償費	26	3	12	13	48.5
		諸施設利用権	107,387	5,834	63,061	44,325	58.7
		地役権	270,194	17,468	190,986	79,208	70.7
		計	435,015	26,891	298,254	136,761	68.6
		合計	29,486,768	595,208	23,229,908	6,256,860	78.8
附帯事業固定資産		84,901	2,531	60,297	24,603	71.0	
事業外固定資産		12,366	40	12,013	353	97.1	

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には次の非償却資産は含まれてはいない。

電気事業固定資産 土地 572,983百万円、水源かん養林 315百万円、電話加入権 339百万円、
地上権 18,714百万円、地役権 137百万円、土地賃借権 8,317百万円
附帯事業固定資産 土地 12,061百万円、土地賃借権 33百万円
事業外固定資産 土地 1,268百万円、地上権 3百万円、土地賃借権 4百万円

【（その４）長期投資及び短期投資明細表】

平成28年３月31日現在

長期投資	その他有価証券	株	銘柄	株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要
			パンパシフィックエネルギー(株)	47,031,830	4,842	4,842	
			富士石油(株)	6,839,920	3,414	2,120	
			鹿島石油(株)	3,180,000	1,590	1,590	
			(株)日本製鋼所	3,714,000	5,864	1,318	
			(株)東京臨海ホールディングス	20,640	1,076	1,076	
			海外ウラン資源開発(株)	1,642,874	821	821	
			東京国際空港ターミナル(株)	126	630	630	
			みなとみらい二十一熱供給(株)	11,700	585	585	
			関西国際空港(株)	11,660	583	583	
			小名浜石油(株)	12,500	558	558	
			ほか114銘柄	6,003,202	7,148	5,075	
			計	68,468,452	27,114	19,200	
			証 券	諸 有 価 証 券	種類及び銘柄	取得価額又は 出資総額 (百万円)	
金銭信託	10,587	10,143					
出資金	668	505					
出資証券	3,342	3,342					
日本原子力研究開発機構	3,342	3,342					
その他	—	—					
計	14,598	13,991					
資	その他の 長期 投資	種類	金額（百万円）		摘要		
		出資金	2,464		うち、東北電力(株)建設分担金 26,079百万円		
		長期貸付金	1,260				
		社内貸付金	874				
		雑口	58,494				
		計	63,093				
		合計	96,285				

【（その５）引当金明細表】

平成27年４月１日から平成28年３月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	5,798	15,231	5,620	71	15,337
退職給付引当金	393,682	32,107	69,239		356,550
使用済燃料再処理等引当金	995,792	36,661	108,727	—	923,725
使用済燃料再処理等準備引当金	70,663	2,826	—	—	73,489
災害損失引当金	519,850	2,896	47,805	215	474,726
原子力損害賠償引当金	1,061,572	678,661	902,351	—	837,882
原子力発電工事償却準備引当金 (電気事業法第35条)	5,692	411	—	—	6,103

(注) 「貸倒引当金」及び「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 10株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	 (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/koukoku/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。
2. 平成28年4月1日より、当社の電子公告掲載URLを次のとおり変更している。
http://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | |
|-----------------------------------|---|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並
びに確認書 | (事業年度 自平成26年4月1日
(第91期) 至平成27年3月31日) | 平成27年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | | 平成27年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | (第92期第1四半期 自平成27年4月1日
至平成27年6月30日)
(第92期第2四半期 自平成27年7月1日
至平成27年9月30日)
(第92期第3四半期 自平成27年10月1日
至平成27年12月31日) | 平成27年7月31日
関東財務局長に提出。
平成27年11月5日
関東財務局長に提出。
平成28年2月2日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 四半期報告書の訂正
報告書及び確認書 | (第91期第1四半期 自平成26年4月1日
至平成26年6月30日)の四半期報告書に係る訂
正報告書及びその確認書
(第91期第2四半期 自平成26年7月1日
至平成26年9月30日)の四半期報告書に係る訂
正報告書及びその確認書
(第91期第3四半期 自平成26年10月1日
至平成26年12月31日)の四半期報告書に係る訂
正報告書及びその確認書 | 平成27年6月11日
関東財務局長に提出。
平成27年6月11日
関東財務局長に提出。
平成27年6月11日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号の2に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第12号及び第19号に基づく臨時報告書) | 平成27年7月2日
関東財務局長に提出。
平成28年4月5日
関東財務局長に提出。
平成28年5月2日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月28日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社（旧会社名 東京電力株式会社）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社（旧会社名 東京電力株式会社）及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「注記事項 連結損益計算書関係 4. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容 当連結会計年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額7,658,513百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく会社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と前連結会計年度の見積額との差額678,661百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、会社の賠償基準の策定、また、参照データの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年3月18日に同日時点での要賠償額の見通し額7,658,513百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と、平成27年3月26日申請時の金額との差額699,767百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 「注記事項 連結貸借対照表関係 6. 偶発債務 （2）原子力損害の賠償に係る偶発債務 当連結会計年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

3. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 （3）重要な引当金の計上基準 ニ 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 （8）原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力ホールディングス株式会社（旧会社名 東京電力株式会社）の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東京電力ホールディングス株式会社（旧会社名 東京電力株式会社）が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月28日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社（旧会社名 東京電力株式会社）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社（旧会社名 東京電力株式会社）の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「注記事項 損益計算書関係 2. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容 当事業年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額7,658,513百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく会社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と前事業年度の見積額との差額678,661百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、会社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年3月18日に同日時点での要賠償額の見通し額7,658,513百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と、平成27年3月26日申請時の金額との差額699,767百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 「注記事項 貸借対照表関係 5. 偶発債務 （2）原子力損害の賠償に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことから、計上していない。
3. 「注記事項 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 （5）災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
4. 「注記事項 重要な会計方針 8. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

5. 「注記事項 追加情報 ・共通支配下の取引等」に記載されているとおり、会社は、平成28年4月1日付けで、会社の燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を会社分割の方法により東京電力フュエル&パワー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）へ承継させ、ホールディングカンパニー制へ移行するとともに、商号を東京電力ホールディングス株式会社に変更した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていない。